

令和4年第4回定例会

むかわ町議会会議録

令和4年 12月13日 開会

令和4年 12月14日 閉会

むかわ町議会

令和4年第4回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月13日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	4
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	8
町長行政報告及び提出事件の大要説明	8
一般質問	10
大 松 紀美子 議員	10
中 島 勲 議員	21
古 内 みゆき 議員	26
伊 藤 恵 美 議員	34
東 千 吉 議員	36
栗 原 健 一 議員	49
散 会	55

第 2 号 (12月14日)

議事日程	57
本日の会議に付した事件	58

出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
事務局職員出席者	59
開 議	60
議事日程の報告	60
諮問第3号及び諮問第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第68号から議案第71号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	76
認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	97
意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
所管事務等調査報告の件	106
閉会中の特定事件等調査の件	106
議員の派遣に関する件	107
閉議及び閉会	107
署名議員	109

むかわ町告示第64号

令和4年第4回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年12月2日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年12月13日(火) 午前10時

2 議 場 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和4年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年12月13日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
- 第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
12番	津川篤	議員	13番	野田省一	議員

欠席議員（1名）

11番 北村修 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	本間彰

総務企画課参	梅津晶	総務企画課主	柴田巨樹
総務企画課主	柝丸直士	総務企画課主	菊池功
町民生活課主	菊池恵美	町民生活課主	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課参	今井喜代子
健康福祉課主	高橋佳香	健康福祉課主	熊谷伸一
健康福祉課主	横山貴仁	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課参	高木龍一郎	農林水産課参	藤野真稔
農林水産課主	飛岡雅幸	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課参	江後秀也	経済建設課主	山木美幸
経済建設課主	佐藤琢	経済建設課主	西村和将
企画町民課長	吉田直司	企画町民課主	伏木允一
企画町民課主	長谷山一樹	経済恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹
経済恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦	経済恐竜ワールド戦略室主幹	太田耕司
国民健康保険 穂別診療所 事務長	西幸宏	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課主	松本洋	選挙管理委員 会事務局長	石川英毅
農業委員会 事務局 会長	東和博	農業委員 会支局 会長	藤野真稔
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長 今井 巧 主 査 酒 卷 早 苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、古内みゆき議員、4番、奥野恵美子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員会委員長から、12月7日開催の第9回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、12月7日に開催しました第9回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第4回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は9件で、その内訳は、諮問2件、議案7件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、諮問第3号及び諮問第4号の2件、議案第68号から議案第71号までの4

件で、会期日程表に記載のとおりであります。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は12件であり、その内訳は、認定7件、意見書案2件、その他3件であります。

認定7件については、令和3年度むかわ町各会計決算について、本年9月21日開会の第3回定例会において特別委員会を設置し、その審査を付託されたものであり、その結果を報告するものであります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については2件であり、12月2日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号11番及び受理番号12番は、提出者が所定の賛成者をつけて意見書案第15号及び意見書案第16号としてそれぞれ提出されております。

また、陳情文書表の2件については、令和4年第3回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元の配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

12月2日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会から調査継続に伴う中間の調査報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか5名から15項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から14日までの2日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、引き続き感染防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の人数制限、議席配置の一定間隔の確保、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとします。

最後に、議会中継であります。情報公開を推進するため、本会議につきましても四季の館道の駅付近ロビー、穂別町民センターロビー、穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせいたします。

以上申し上げ、令和4年第9回議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。
委員長報告に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のとおり、本日から14日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から14日までの2日間に決定をいたしました。

議会運営委員長から報告のとおり、新型コロナウイルス感染防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の人数制限など各種対策を講じることとします。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解を願います。

また、会議時間短縮のため質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うように切にお願いをいたします。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第131号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 皆さん、おはようございます。

先ほど総務大臣表彰を受けられたお二人の議員に改めて敬意を表すものでございます。

さて、本日ここに、令和4年第4回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告といたしまして、新型コロナウイルス感染症における第8回臨時会で報告した以降の本町の対応状況につきまして、御報告を申し上げます。

町内における集団感染につきましては、障害者施設ほべつ誠和におきまして、11月26日に職員1名が感染して以降、12月12日現在、利用者31名、職員1名の計32名の方々が感染し、回復された7名を除いた25名が引き続き療養中となっておりますが、重症化している方はないとのことです。

最初の感染が判明して以降、施設側は管轄保健所と協議をしながら対応に当たってきたところですが、残念ながら多くの方が感染する事態となりました。町としましては、情報の収集、施設側からの要望の聞き取りを行い、要望がある際には適時対応してきているところでございます。感染された皆様の一刻も早い回復をお祈りするとともに、集団感染の収束、新たな感染拡大防止に向け、施設側と連携をしております。

なお、役場内におきましても、副町長、教育長のほか複数の職員が罹患または濃厚接触者となり、勤務を自粛している状況にあります。改めて感染防止行動の再徹底に努めてまいります。

町民の皆様に対しましても、日常的な感染防止対策へのお願いとともに、状況に応じた迅速な対応、コロナ対策の変更などに関する情報提供に努めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会で御審議いただく事件につきましては、諮問2件、議案7件であります。

諮問第3号及び第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきましては、人権擁護委員の任期満了に伴う候補者の推薦が必要であることから意見を求めるものでございます。

議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件につきましては、東胆振広域定住自立圏構想の推進において、追加項目が生じたことから、苫小牧市との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第66号 むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

につきましては、電気通信事業サービスの終了に伴い、所要の改正を行うことにつきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第67号 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止につきましては、これまで規約に基づき、むかわ町及び占冠村で行ってきた事務委託について、今後、占冠村の水利施設使用の見込みがないことから、事務委託の廃止に関わる協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）、議案第69号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第70号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）、議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで、町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（野田省一君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（野田省一君） まず、8番、大松紀美子議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目に、燃料等給付事業についてです。

燃料給付事業（福祉灯油）の対象世帯を、均等割のみの課税世帯や生活保護世帯へ拡大する考えはないか、見解を伺います。

また、申請主義からプッシュ方式に変えて、支援の必要な個人・世帯に速やかに行き届くことが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 福祉灯油事業の関係でございます。

灯油価格の急激な高騰に伴う町民皆さんの生活の影響に配慮した事業として、平成19年度から実施をしているところでございます。

1点目の対象範囲の拡大についてでございますが、この事業、御案内のとおり、むかわ町の地域生活支援事業、この中で在宅の低所得者対策として実施をしてきております。同一基準の中で一体的に実施を図りながら事業の効果、さらには浸透というのを図ってきているところでもございます。

また、昨年度、近隣も併せながら実施自治体の状況、こういったところも勘案しながら見直しを図ってきております。対象基準というのも拡大しているところでございますので、御理解をお願いしたいかと思っております。

それと2点目のプッシュ方式についてでございますが、現状では、判定の可否に必要な税情報及び障害程度などの個人情報の確認には、申請書に記載される本人の承諾が必要となっております。

なお、本年度におきましても、11月から事業を開始しているところですが、申請書を受理してから迅速に事務処理を進めることで、現在予定の、現在のところでございますけれども、7割以上の給付を終えているところでございます。

加えて、現在、道議会のほうで、これは御存じかと思うんですけれども、審議中でありますが、北海道の福祉灯油、この交付基準額を引き上げる予定との通知を受けまして、後日、むかわ町におきましても支給額の上乗せの提案を予定しておりますので、御審議をいただきたいと考えております。

今後につきましても、支援の必要な方々に速やかに支給されるよう進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 明日、福祉灯油の1万5,000円から5,000円引き上げるという議案が提案されるということは、大変よかったというふうには思っているところです。しかし、地域生活支援事業の中の入浴給付、湯YOU事業とその3つ目が燃料給付ということで定めていることは知っていますけれども、この上の2つの事業とはまた燃料等の給付事業というのは別な意味があると思うんです。

それで、灯油の価格の引上げに伴って、これまで1万から1万5,000円、それから2万円ということで引上げをされてきているところです。このことについては評価をしているので

すけれども、生活保護世帯の方々へ支給しているというところも全道で広がっています、毎年。現在は155市町村で実施のうち約40市町村が生保世帯にも助成を行っています。ですから、ぜひこの生保世帯も5年に一遍見直される生活保護扶助基準も引き下げられていますし、それから冬季加算も引き下げられていますので、ぜひ対象にさせていただきたいというふうに思って今、申し上げているんですけれども、この生活保護世帯の対象にしていないという理由は何なんでしょうか。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

生活保護世帯に支給していない理由といたしましては、生活保護の算定には今おっしゃられた冬季加算といたしまして、単身世帯で10月から4月までの7か月間、月額1万2,780円が燃料費として含まれているのが一つの理由であります。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 年間に燃料費がどれぐらいかかるかというのは御存じだと思うんですけれども、生活保護世帯を対象にしても収入の認定はしないということは、厚生労働省の事務連絡で出ていると思うんですね。それでやはりその冬季加算も、じゃ引き上げられてきているかという、そうではないということで、生活保護世帯の困窮というかな、そういうものもやっぱりすごく強まってきているというふうに思っているんです、実際として。ですから、そのことも含めて住民税非課税世帯というようなことだと思うんですけれども、行すべきじゃないかというふうに思っているところなんですよ。

それと、今むかわ町は収入要件というのを多少もちろん昨年度から引き上がっています、対象世帯が。若干30世帯ぐらい増えたというふうには聞いていますけれども、支給されているのが、このちょっと頂いた資料では、非課税世帯として1,000世帯ぐらいいらっしゃる。しかし、その収入要件で対象となっているのはおよそ150人ということで、支給されているのが令和3年度で言えば、町長、7割は給付を終えているとおっしゃっていましたがけれども、それでも100%いかないんですね。旭川市などでは、ほかのところもそうですけれども、およそ該当するんじゃないかということで通知を出しているんですね。そして、該当にならないという場合は連絡をすると。そして、そのほかの方には、ここは現金ですから現金をプッシュ方式で口座に振り込んでいる。そういうところも広がっているんです、実は。

ですから、申請主義ですから、申請をされないということは必要ないと思って申請しない方ももちろんいらっしゃるでしょうけれども、やっぱりそれができないとか、分からないとか、私も思って対象になるんじゃないかと思うところには、こういうものがありますよということをお知らせしていますけれども、やっぱりそれでも100%にはならない。だから、このプッシュ方式というのも検討すべきだというふうに思っているんですけども、いかがですか。

○議長（野田省一君） 熊谷主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） まず、生活保護世帯に対する給付金の関係につきまして、今年度、物価高騰対策ということで福祉灯油という中では、生活保護世帯には給付はしていませんが、むかわ町単独の事業といたしまして、1世帯当たり3万円のむかわ町金券を給付する、むかわ町暮らし応援事業、こちらは生活保護世帯にも給付してございます。

また、さらに今実施している、これは国の事業ではありますが、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金といたしまして、1世帯、現在給付中ですが、1世帯当たり5万円の給付を展開しているところでございますので、まずそちらは御理解いただきたいと思えます。

続きまして、プッシュ方式の採用というところでございますが、むかわ町、こちら申請者の申請する負担を軽くするというところで、昨年度、額の見直しの際に領収書をなくするというところを行ってございまして、より申請はしやすくなっているものと考えております。また、今後につきましても、申請の仕方を工夫する中で支援の必要な世帯に速やかに支給できるよう進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 確かにこの間のコロナ禍、それからロシアのウクライナ侵略によって、様々なものが値上がりしていて、国もやっぱりこういう時期だからその定額給付金なり、本当に非課税世帯等に対しての支援というのは、今はこのコロナ禍では打たれてきている、国が支援策を取ってきているとも、それは不十分なところもありますけれども、取ってきているというのは私ももちろん分かっています。ただ平常時、できるだけ平常時に戻ってほしいと思うんですけども、そういう意味でこの福祉灯油事業が今後も継続もちろんしてほしいと思ってございまして、そういう中でやはりお隣、厚真町もやっぱり支給要件という

のを定めていまして、非課税世帯全体に行き届くようにはしていないんです。ですけれども、全道、全国的に見ると、やはり生活保護世帯や、それから非課税世帯の支給要件をなくすとか、また、私も今、均等割のみ課税されている世帯にもやっぱり拡大していくということも含めてぜひとも検討して、少しでも対象になっている人たちがきちんとその支援を受けられるような、そういう仕組みもやはり検討していただきたいというふうに思っているんですが、町長はいかがですか。町長、だって答弁したさそうに。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今、議員の質問の中にも触れられていたかと思うんですけれども、この燃料給付事業以外にもこれまで国だとか、あるいは道の方針、こういったところを受けながら、コロナウイルスの感染症対策だとか、さらには現在の物価高騰対策給付事業として、それぞれの事業対応に努めてきているところは議員御案内のとおりでございます。

そして現在、一つのとて要綱というんでしょうか、基準、ルールの中で物事を進める上での根本をなす大切な要綱、それが先ほど触れた地域生活支援事業、現行です、こういった中で在宅の低所得者対策として実施をしてきております。繰り返しますけれども、現段階その同一基準というんでしょうか、この中で一体的に実施を図りながらその検証、これは常に行いながら事業の効果と浸透性を図っていききたいなと思っております。今後も地域の実態というのをしっかりと図りながら支援対策の充実に努めていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 生活保護世帯の方、それから住民税非課税の方、それから所得割のみの課税の方というのは、そうそうそんなに収入的に離れているわけじゃない。本当にちょっとのところ対象にならないというような部分も含めていらっしゃるわけですから、やはりほかの市町村との市町村がどんなふうに行っているのかということも研究しながら、やっぱりそういう方々にきちんとその支援がせつかくある制度の中で支援がきちんと届くような仕組みづくりというのもやっぱりこの事業の要綱も含めて見直していくということも日々やっぱりつなげていって続けていって、よりその支援がきちんと届くようなこともぜひ考えて検討していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2つ目に、鶴川厚生病院の駐車場の改善についてです。

鶴川厚生病院の駐車場の段差が受診する患者の身体的苦痛になっていると訴えられてい

ます。バリアフリーへ改修する考えはないか、見解を伺います。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○健康福祉課長（菅原光博君） 鷗川厚生病院の駐車場につきましては、バスなどの車両が通行する車道エリアと、駐車エリアに分かれております。駐車エリアは車道エリアの路面よりも高く設計されておりまして、周りに縁石を設置しているため、出入口に段差がございます。

この段差の目的につきましては、1つ目に、車両が通過する際に減速することとなり、事故を防止する効果があること、2つ目としまして、車道側から雨水の流入による駐車場の冠水を防ぎ、適切に排水処理を行うことを目的に設置しているものでございます。

病院敷地内での事故防止、さらには利用者が安全に歩行できるよう配慮されているものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） この駐車場の例えはどのようなふうに通ずるかとかというのは、もう当初からいろんな意見がありました。段差についてもありました。様々な機会に議会以外のところでもこの段差等については改善を求めている声が上がっていたと思っています。役所に直接上がっていたかどうかは別にして、それはいろいろ聞いておりました。私も何回もあそこ行ってみましたけれども、1つ目の減速する事故防止とおっしゃっていましたけれども、そんなにそんなに広い例えば四季の館と比べてもそうそう広い駐車場じゃありませんし、北側から入るところにあって、降りるところにあって、こっちのほうに行くところにも段差があって、分かりますよね。あの狭いところでこんなに仕切るようなことが何のために必要だったんだろうって、今はもう時代はバリアフリーの時代ですよ。おまけに病院ですよ。何のためにあのようながたがたと造ったのかというのが、当時から不思議でしたけれども、最近も直接このことを何とかしてほしいということを、病院に伝わっているかどうかは分かりませんが、患者さんのほうから言われまして、それで取り上げたんですけれども。大してお金かかりませんよね、あれ削っても。本当に四季の館のあの中央のところも何回も議会でも取り上げて外しましたよね。大変いい駐車場になりましたよね。やっぱりあの辺そんなこと考えても厚生病院の駐車場がバリアフリーになったら、どれだけ気持ちがいいか。何回も行っても思いますよね。本当に取ったほうがいいと思うんですよね。考え変わりませんか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 厚生病院の駐車場に関しましては、先ほども答弁の中で触れていますけれども、交通安全上、通過交通を真っすぐ行かせないという目的も一部にあります。これは役場の前を考えていただければ分かると思うんですけれども、かなりの通過交通があるという状態です。ですから、そういったものをできるだけ減らすということが目的の中にありまして、駐車場の前後に縁石を入れているというのがあります。ですから、そういった議員おっしゃられているバリアフリーというのは、あの駐車場を造った段階で基準どおりバリアフリーになっています。ただ車のバリアフリーと言われると、それはバリアフリーではないので。私たちはあくまで交通安全上の安全確保といった面で、あそこに縁石を入れていますので、そういったところは御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8 番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 南から北の道路と道路の間にあります、役場もそうですよね。事故って起きたことあるんですか。厚生病院の、役場のこと聞いていないから答えられないと思いますけれども。厚生病院のあのそんなに広くないところで事故って起きたことありますか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） 事故が起きた起きないということは、ちょっと私、存じ上げませんけれども、いろいろ町の中でいろいろなところで通過交通をさせない場所でも車がどんどん通っている事実はあると思うんです。例えば町民体育館の前でさえ駐車場に関係ない車が入り出していたりとか、通過するためにやっていたり、セレスさんには横切らないでくださいという看板も出ているように、車のその通過というのはそういった人のモラルというところもあると思うんですけれども、できるだけそういった通過交通を排除することが目的になっているので、基本的に北側から南側への通行は通過させる段差がなければ、通過する人たちは増えていくんだらうと思います。そのほうが便利です。

ですから、そういったものをできるだけ排除したいという思いでやっていますので、来た方が本当に安全、事故が今起きた起きないじゃなくて、事故起きたときに我々が言われるわけですよね。そういったことを考えると、あの段差をなくするというのはちょっと私ども、技術部分で言うとちょっと懸念があるということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8 番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 私は全く理解できないので、こういう質問をしているんですけども、やっぱり一番は患者さん、あそこは病院ですから具合の悪い方が行くところですよ。ですから、そういう段差によってやっぱり体調悪くて行っている方の負担になっているという、そういう事実をやっぱり受け止めていただいて、それは通り抜けする人は悪いですよ、確かに。だから、看板を立てるとか、もっとほかのことで注意を促すというところが必要であって、それが受診、病院に来る方の安全を守っているんだということを言われれば、それはそうなのかもしれませんけれども、私は何度考えてもあそこに段差を造っているという構造自体に、私は悪いんですけども理解できないんです、あの造り方が。そもそもできたときにもどなたか言っていましたけれども、北側から入った人は南の道路でなきゃ抜けられないみたいなことがあって、でもそれをいろいろ話して、北から入ったら北へ出ていけるみたいなことになりましたけれども、それだって本当に何のこと言っているんだというの私は思いましたから、やはり患者ファーストの考え方でそういうものを造るべきだというふうに私は思っていますので、何遍話しても無駄なのかもしれませんけれども、そういう患者本位の立場に立って、もう一度考えていただきたいと思っていますが。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先日、私も議員の質問箇所というんでしょうか、該当箇所を確認させていただいております。そして改めてその箇所を通過させていただいて、ゆっくりというんでしょうか、減速して意識をして通行すると、干渉はないとは言いません、和らぐのかなというところを感じるところでございませうけれども。

先ほど技術のほうから、病院利用者の方々の皆さんの交通安全上の、これ今の基準に基づきながら安全・安心面をこれは利用者の方々の安全・安心面をファーストに設計されているのは、これはもう御理解をいただきたい。しかし、通行に当たっての今後の例えばですけども、看板の設置あるいは注意喚起、そして設計基準というのを基本にしながらも、現行の基本にしながらも交通安全を図るといった中における段差の干渉、あの現地の中で少しでも和らげるような、例えば舗装でどう調整していくか、段差を少しでも和らげるような干渉対策の工夫について、可能性の限り、可能な限りの干渉対応に努めていければなと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 今、町長のほうから、その段差をできるだけ緩やかにというか、そ

ういうことも考えていきたいというふうにおっしゃっていただいたので、ぜひそのような対策を取っていただきたいと思っています。

では、次に移ります。

学校給食費への支援についてです。

町は、学校給食費を来年1月から3月まで完全無償化としてしています。新年度になっても、物価高対策の子育て支援として、引き続き無償化の延長を行う考えはないか伺います。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 令和5年1月から3月までの給食費の無償化ということにつきましては、地方創生臨時交付金のうちの国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用して行うものでございます。

令和5年4月以降の無償化につきましては、国の動向や物価上昇の状況を見極めながら判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） 前向きな御答弁というふうに私は捉えたところです。そもそも義務教育、学校給食も義務教育の一つですから、憲法にも、それから教育基本法、学校教育法にも義務教育の無償をうたっているところです。給食費を無償にするということは、少子化対策、移住促進、地域活性化などの効果が大いに期待されているところです。しかし、完全無償化するということは、大きな予算が必要というふうになっておりますので、本来であれば国がきちんとこの完全無償化のための予算づけをすることが必要だというふうには思っております。

今、小中学校の完全無償化、全国254自治体のうち全国で254自治体が完全無償化をしております。この近くでは、日高町、新冠町、北海道内の37市町村で完全無償化しているというところでやっぱり非常にこれは、今先ほど述べましたいろんな対策により有効であると。そして、大きな子育て支援の一つになっているというふうに思っているんです。私は町長が就任以来ずっとおっしゃっている子育て支援、ですから完全無償化は町長の大きな念願でもあるというふうに考えているところです。今、予算づくり真っ最中だと思うんですけども、町長の考え方としてお伺いできればありがたいんですが。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の質問の物価高騰対策としての引き続きの関係については、今後

の状況というのをしっかり見定めた中で、これ来年度予算にも編成にも関わるものでございますから、その辺の先行きをしっかりと見た中での対応というのは考えていかんと駄目なのかな。

それと、これまでも大松議員とは学校給食については何度かいろいろと質問、答弁を交わしているかと思うんですが、一貫しております、私の場合は。完全無償化というよりも、これまでも御存じのとおり、大松議員も真剣に向き合いながら学校給食を何とか実現したよと。その中で町としてもその政策に対しても段階的に拡充を図ってきているところでございます。言わずもがなでございますけれども、子育て支援、食育、こういったところを行うことというのを主眼に社会全体というんでしょうか、こういったところで子育てを支援していくということを基本にしながら、この中で学校給食を全面的に無償化をさらにしていくんだよということは、義務教育を担う自治体としての一つの見識と理解をしているところでございます。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 物価高対策ということで3か月間、完全無償化するということは本当によかったって、もう本当に大きく評価をさせていただいているところです。本当に物価高がこんなにいつまでも続いてはほしくありませんけれども、ぜひ新年度に向けて、その町長の思いをぜひ予算に振り向けていただきたいというふうにお伝えして、次の質問に入ります。

高齢者の安全対策についてです。

四季の館たんぼぼホールの外階段、大変見栄えというか、きれいな階段なんですけれども、高齢者の利用時には危険が伴います。何かしらの対策について見解を伺います。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 四季の館たんぼぼホールはイベントの内容によって、稼働椅子設置することによって、入り口が憩いの広場から階段を利用することになっております。こちらの階段の使用が難しい利用者につきましては、各イベントの主催者によってホールの横の入り口を利用していただいで会場内に誘導するなどの対応をいただいております。

今後も憩いの広場側の階段の使用が難しい方への配慮について、指定管理者と協力して対応を徹底していくとしております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） そんなふうによく前のほうから出入りができるように、そこそこの事業によって行っているんだらうと思うんですけども、外階段、憩いの広場からのあそこに見るからに滑りやすいという印象持っています。先日、3年ぶりに文化祭があつて、ステージ部門やったんですけども、そのときにやはり前から行けるんでしょうけれども、大変混雑していましたので、やっぱりあそこを上がっていく高齢者の方結構いたんですね。見ていて本当に危ないなというふうに思いましたので、誘導するとか、それが誘導しても分かんない方もいてやっぱり使っちゃう、外階段。あそこにどうなんでしょうね、滑り止めのような何かをつけるとかというのはできないものでしょうかね。すごくかっこいいんですよ、あの階段、きれいで。でも、見るからにつるつるして、何かその辺の工夫というのを考えることはできないでしょうかね。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） あちらの階段、石造りというか、ちょっと滑るような階段にはなっているんですけども、一応安全対策として手すりなどを設置しておりますので、そちらを使っていただいて、それでもちょっと難しい方につきましては、あくまでも横から入っていただくというような対応でしていきたいと思っております。

○議長（野田省一君） 大松議員。

[8番 大松紀美子議員 登壇]

○8番（大松紀美子君） ぜひそういう滑り止めの何かできないかということも含めて今後考えていただきたいのと、それから、そういう例えば大ホールで何か事業やるときには、ぜひそういった案内をきちんとしていただく。そういうこともぜひ徹底していただきたいというふうに思っています。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中 島 勲 議員

○議長（野田省一君） 次に、7番、中島 勲議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 通告に基づきまして、2点について質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、1点ですけれども、このエゾシカの農林被害についてをお伺いします。

近年、本町での農業、林業へのエゾシカ被害は拡大の一途をたどっており、特に昨年冬の大雪は餌不足をもたらして、農作物の食害、山林にあっては樹木の樹皮食害、さらに農家の庭にまで侵入してオンコなどの庭木の樹皮食害などが非常に大きく、全ての町民の方々が被害に遭っていると言っても過言でないと思います。また、一般道路での車両や列車との衝突事故も最近多発しております。

このようなエゾシカによる被害の実態を行政はどのように捉えているのか。また、鳥獣保護管理法の運用実態について、まずお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 中島議員、3点目までやってください。

○7番（中島 勲君） 3点目につきましては、これから説明を受けて、その話のやり取りの中で私のほうから提案、提示したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 一応ルール上は、最初に3つ質問してください。出してくれていますので、それにのっかって、提出していただいた質問を先に述べてから町長が答えるという形を取っておりますので、お願いいたします。

中島議員、マイクを入れてください。

○7番（中島 勲君） 3点目について申し上げますけれども、鳥獣保護管理法についての運用について、この被害が大きくなると、一行政での力では限界があるということで、広域を想定して知事のほうに要請をしたらどうかと、こういうこれ私の提案です。ですので、3番目といたしました。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） エゾシカの農林業被害につきまして、被害の現状認識でございますが、エゾシカによる食害によって、農業では水稻やカボチャなどの収穫量が減少、林業では樹皮や植栽苗の加害により樹木成長の低下、枯死へ至るなど農林業被害は高止まりとなっております。経営の影響というのも懸念されている状況であると捉えております。

2点目の鳥獣保護管理法の運用につきましては、本法律は鳥獣の保護、狩猟の適正化及び鳥獣の管理を目的として、特に増加の著しい野生動物の管理につきまして、都道府県で第2種の特特定鳥獣管理計画を策定できるとされております。北海道におきましては、エゾシカ管理計画を策定し、全道的なエゾシカ対策の枠組みというのを定めております。

それを受け、市町村におきましては、北海道が定めた枠組みと整合性を図り、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定し対策を講じることとされており、むかわ町におきましても鳥獣被害防止計画を策定し、北海道より捕獲許可を受けて対策を講じてきているところでございます。

また、広域的対応の必要性につきましては、議員の御指摘のとおり、エゾシカは市町村界を越えて、かなり広範囲に移動し生息しておるというところから、市町村単独では対策に限界があると。そういうことも踏まえながら、国あるいは北海道による広範囲での取組が必要であると認識しているところでございます。

本町といたしましては、これまで苫小牧地方総合開発期成会での要望、そして北海道町村会の政策懇談会、こういった場におきまして要望提案、こういうことも広域的な対策を求めてきているところでもございます。

今後とも農林業被害の軽減というのはもとより交通事故や生活環境への被害の軽減を図る観点から、広域的な取組等々というのを継続的に求めてまいりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（野田省一君） 中島議員。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 今、町長からお話ありましたんですが、このエゾシカに対する被害について、今まではしょうがないなということで我慢をしてきたんですけれども、今もうこれ頂点に達していると、限界に達しているということでもありますんで、この私なりにこの増え続けるエゾシカが何なのかということについてちょっと調べましたので、これを踏まえてこれからの対応の参考にしていただければよろしいかなと思います。

それですけれども、この内容につきましては、一般社団法人イノベーション情報提携というところからの資料でございますけれども、このエゾシカのこの生息数ですけれども、現在この今のような栄養状態が続いた場合は、2025年には約2倍になるだろうという想定の数を出しております。またさらには農作物への被害ですけれども、平成23年度では全国的に見ますと83億円と膨大な数字に上っております。さらにこの大事なのは、エゾシ

カのこの繁殖率、増殖するための繁殖率、これが4年から5年を経過すると個体が2倍に増加すると。こういう知見、データがあるようです。大変な驚異的な数字です。

こういうこともありまして、本町においても例えば軽種馬牧場の中に鹿が入り込む。それが1頭、2頭でないんです。10頭、13頭、15頭という本当にすごい数の鹿が軽種馬と一緒に草をはんでいると。本当に馬鹿な光景ですけれども、そういうのが常時見られます。この軽種馬の牧場というのは、御承知のように普通の牧草、クローバーとは別にルーサンという種類の非常に栄養価の高い飼料なんです。この牧草の一種ですけれども。これを混ぜんしているんです。ですから、軽種馬がその繁殖率を上げると同様に鹿においても、これは繁殖能力が上がるんです。こういう悪循環が今あります。

そういうところから、この今の現状があるわけですが、少しこの鳥獣保護、これについても人の力、要するに人間でつくったものだから人間で変えていきやもっと削減できる、頭数をという考えで、この調べてみたんですが、その人間と鹿との関わり、これは結論言って、保護から管理へと今変わってきている。今現在は管理をします。こういう法律で運用されています。もう少し歴史的に見ますと、明治11年に苫小牧の植苗地区で、これは国営ですけれども、鹿肉の缶詰工場を設立しているんです。非常にこれは評判よくて全国的にも流通して、何か資料によるとフランスの万博にも出しているということなんですけれども、あまり乱獲し過ぎて鹿の頭数が減ったということで、これは6年後に閉鎖をしております。これは今でも美々のほう行ったら、この缶詰工場の工場跡があります。そういうことで明治17年に閉鎖をしたと。あまり減っていますということを受けて、大正7年に鳥獣保護法と。今の法律の基ですけれども、鳥獣保護法をつくって管理をする、増やしていく、絶滅を防ぐと。こういうことになっています。それを受けて、平成26年に今現在運用している鳥獣保護管理法という、管理です、管理法というものができて、管理というのは手心加えると。要するに削減していくということなんですけれども、そういう流れがあります。

この鳥獣管理法、保護管理法はどうなっているかという、先ほど町長からも説明ありましたけれども、国の役割と、それから都道府県知事の役割と、地方の役割と、こういうふうに分かれていまして、国は当然総括的な自然保護の観点というところが主眼ですけれども、知事にあつてはその都道府県の鳥獣の頭数削減あるいは保護と管理というところをやりなさいと。それから地方自治はその決めに従って実施をなさいと。こういうことになっている。そういうこの経過があるわけですが、この生き物と人間とのこのバランス性といえますか、生活環境というのは非常に法によって変わってきているという認識でおります。

そこで先ほど申し上げましたけれども、このエゾシカと人間の関係というものを管理から保護に変わってきている、現在。これを受けて、くどいようですけれども、この行政として町単独ではなくて近隣町村と連携をして、知事はちょっと申し上げましたが、知事は国の命を受けて具体的な計画をつくるわけです。鳥獣保護法、管理法の下で、知事は実際的な駆除の方法、頭数を決めるわけです。そこに連携して町村が提言をしていく。こういう方法が一番今のこの増えた被害を抑える一番有効な手だてかと考えております。改めて町長の考え方をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたが、議員御指摘のとおり、単独の市町村の取組としてはこのエゾシカの被害による減少の取組というのは限界が出てきていると、私どもも認識しておりますし、これまでもそういった国や道に対する要請というものも実施してきております。また、定住自立圏の中でもこの部分について、エゾシカの対応について、連携の視点というものについて、課題として定めているところをございまして、広域の取組といたしましては、そういうところの事務局のほうともしっかりと連携を図りながら、広域的な観点での取組がより一層深まるように今後も取組を進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。マイク入れてください。マイクのスイッチを入れてください。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 分かりました。ただ今言ったように、もうこの被害というのは限界に達していると。例えばむかわの中においても、水稻の問題についてはある圃場では半分以上全滅だと。これがあちこちあるわけです。ですから、これは本当に切実な問題として行政として、私は知事のほうに計画をつくる段階で胆振地区、道南地区を重点にやっていただいて、ちょっと前後しますけれども、この十数年前は釧路地方が鹿による食害がすごいあった。それで管理法ができて、それを徹底的に管理したら、今は少し下がった。その代わり道南のほうの気候のいいところに鹿が増殖しているという実態ですので、強力にひとつ道と協力をして被害を縮小に際限に抑えていただきたいと思います。

次に、2番目の質問ですけれども、地震による津波発生への対処についてということですが、これは最近、本州各地及び道内で頻繁に地震が発生しております。最近でも本町付近では地震が発生しております。地震に伴う津波警報も出されていますけれども、幸い

にもその後解除されているというのが近況であるかと思えます。

この中で特に予測、懸念されるのは、マスコミでもいろいろ報道されておりますけれども、日本海溝・千島海溝巨大地震による太平洋沿岸の津波発生については、本町も例外ではなく本当に予断を許さないということになっているかと思えます。私は故意にその危険を流布するわけでありませんが、万が一起きた場合にこの前の東北の津波のようにもう打つ手がないというのを現状を見ますと、やはりそういう点にも配慮するべきでないかなというふうに考えております。

その対策として、これが現実的かどうか分かりませんが、心構えとして巨大地震発生時の津波対策としましては、この防潮堤の構築あるいはシェルターの設置あるいは緊急避難誘導等が考えられますけれども、本町の津波対策について基本的な考え方について伺いたします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） むかわ町におきましては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関わる地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、防災対策推進地域に指定、本年6月に特措法が改正され、新たに津波避難対策特別強化地域の指定も受けたところでございます。

この追加指定により、特措法の規定に基づく防災対策推進計画を改正する必要というのが生じております。道の防災対策推進計画の改正後、その整合を図った上で改正を今、予定をしているところでございます。

むかわ町の津波避難対策につきましては、これまで北海道が公表しております津波浸水想定に基づき津波ハザードマップを改訂し、住民の皆さんが分散移動することでの円滑に避難ができるよう、津波警報が発表された場合の車での基本的な避難経路というのも公表をしているところでございます。

特に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震につきましては、津波によって日高自動車道以南の区域の大半が浸水する予測となっております。津波の大きさによっては、未経験の課題というのが山積するものとも捉えているところでございます。

今後取り組むこととしております、現在準備を進めています事前復興計画の策定、これに向けて復興の基本の方針、発災時の基本の方針、こういったところや方向性、それと進め方ばかりではなくて、先ほどの津波避難対策といったことも含めながら、発災前に取り組むべき事前の事業、施策についても、課題整理・検討の上、今後取りまとめることとしておりま

すので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（野田省一君） 中島議員。マイクを。

〔7番 中島 勲議員 登壇〕

○7番（中島 勲君） 必要以上にこの危険をあおる、あるいは心配するということは控えますけれども、やはり万が一のことを想定して万全の体制をできる限りやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（野田省一君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時34分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 古 内 みゆき 議員

○議長（野田省一君） 次に、3番、古内みゆき議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） 第4回定例会に当たりまして、通告に基づき、順次一般質問をさせていただきます。

町として移住の取組についてお伺いします。

1つ目、新規就農、子育て世帯へ向けての住宅供給などで移住者を増やしていきたいというお考えを伺っておりますが、具体的に移住者を増やす対策は取られていますでしょうか。

2つ目、毎年5万円支払っている北海道移住交流促進協議会主催の北海道移住・交流フェアに出展し、広くむかわ町に移住してくる人たちを増やそうというお考えはありませんか。

以上、お願いします。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 移住の取組につきましては、議員の質問にも言われております新規就農について、まず平成22年からむかわ町地域担い手育成センター、ここを中心に進めてきているところでもございます。東京、大阪、札幌などで開催されている就農相談会、それだと

か、町独自でも相談会というのを開催してきているところでもございます。この間、独立就農、さらには農業法人への雇用就農にもつなげてきているところでもございます。

それと、住宅の取組につきましては、は一とふる事業という名称で、新規・中古住宅取得及び住宅リフォームに助成を行ってきております。令和2年に民間賃貸住宅建設助成を実施した結果、3棟24戸のアパート建設が行われ、移住、定住にもつながってきているかと思えます。

今後、施政方針にも触れているところでもございますが、子育て世代の住宅取得支援制度及び民間賃貸住宅の建設費助成を令和5年、新年度から事業の実施を予定しているところでもございます。移住、定住に限らず、交流以上定住未満というんでしょうか、巷間言われております関係人口、むかわ町に行き来をする、関わりを持ってもらえるような関係人口の拡大、こういった取組も併せて進めていきたいと考えているところでもございます。

それと、北海道移住促進協議会の関係でございますが、これは移住相談会、それだとか、移住・交流フェア、こういったところを東京中心に年数回開催されております。

以前より、町におきましては情報の提供というんでしょうか、市町村紹介コーナー、こういったところにパンフレット等を設置するなどしておりましたが、今年度は来場者とのオンライン相談窓口、こういったところにも参加をしているところでもございます。

なお、この間こういった移住促進の取組とともに、札幌だとかあるいは東京等で行われております経済同友会、こういったところの会議にも積極的に町としても参加し、意見交換というのも通じながら、町のPR、さらには道外での北海道展にも参加をし、関係人口の拡大に努めてきているところでもございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。オンラインですとか、そういうものに出ているという話はちょっと私も初めて聞きましたので、興味深く伺いました。

北海道移住交流促進協議会というところにむかわ町が加盟しているというのは分かっております、こちらの冊子のほうに小さくちょっと広告が出ています。こちらに出展をするというのが、こちらに広告を出すというのが最大のメリットではなくて、町長おっしゃられたようにやはりイベントに参加していくということが第一の目的になるんじゃないかなというふうに考えています。一般企業がもしこちらの出展をしようというふうに思いますと、年会費5万円から10万円かかるそうです。イベントの出展料、1回東京のほうで出展すると22万

から27万5,000円かかるそうです。町で出展しますということになると、15万3,000円ということで、やっぱり市町村が出展するというので価格も優遇されているんじゃないかなというふうに考えています。

こちら、東京の有楽町にあります東京交通会館というところの11階だったかな、のワンフロア貸し切ってよくやっておりますが、そちらのイベント、どれぐらいの市町村が出展しているのかですとか、このイベントを通してどれぐらいの人が移住を考えているのかとか、そのような調査ですとかは町のほうでは進んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（野田省一君） 大塚課長。

○経済建設課長（大塚治樹君） この移住促進協議会のイベントには、今年度初めてオンラインで参加させていただいた状況で、どれぐらいの人が来ているとか、どれぐらいの方が移住しているというところまでは押さえておりませんが、この移住に関しては働く場所をどうするかということが一番重要になるというふうに考えています。ですから、今のところ本町においては、農業部門で就農していただくということしか方法がなかったものですから、そういったイベントに行っても農業系のイベントしか参加していないというのが事実なんですけれども、今後その先ほどおっしゃられたようなイベントに民間企業さんにも募って、こういう企業がありますので移住しませんかということで、今後そういった動きもしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。私が考えているそのものだなというふうに考えております。一応ですけれども、今年の11月にイベントが行われたそうです。86の市町村ですとか団体が出展したということで、来場者数の目標が500名ということだったそうです。来場者数、実際は579名の方がいらしたということで、去年がやっぱりコロナの影響で来場者数が483名だったということから、コロナ前とほぼ変わらない数字が出たんじゃないかなということで考えられています。その農業のほうと、あとは企業のほうにもということでしたので、そちらの考え方というのはすごく素晴らしいというふうに思いますし、やっぱり5万円毎年支払っているということであれば、そういうところに積極的に出展していくということが大切なんじゃないかなというふうに考えております。

そちらの有楽町のほうにある東京交通会館というところの8階に、ふるさと回帰支援センターというところが同じくそのイベントをやる場所ですね。そこにあります。ちょっと詳しく

くは見て、こんな感じであります。全国でもし移住をしたいというようなことを考える、大
体関東にとかそういうところにお住いの方が対象だと思うんですが、まず移住してみたいと
いうふうにもし思ったときには、まずそちらの有楽町のほうのふるさと回帰支援センターに
行かれるそうです。実際、私も行ってきましたけれども、こちらのビルにもう全国のアンテ
ナショップとかが立ち並んでいまして、1階部分には北海道のアンテナショップもありまし
た。私が行けば、物販とかはほぼほぼ見たことがあるような商品ばかりが並んでいましたけ
れども、例えばソフトクリームとかは物すごい人が並んでいました。やっぱり北海道とい
うところのブランドというところにやっぱり物すごく価値を持っている関東在住の方がいらっ
しゃるんだなというのが見てとれました。

先ほどの北海道移住交流促進協議会とふるさと回帰支援センターというのは、同じく道か
ら出資されているというふうに聞いていますが、一応別組織だそうです。こちら、団体の正
会員になるには5万円かかるということらしいんですけども、5万円払うと何ができるか
という、例えば体験ツアーのイベントができたりとか、情報のチラシ設置したりとか、そ
ういうことができるそうです。

私自身はむかわ町への移住しようかなというふうに思っている方たちのチラシというのは
見たことはないんですが、配布できる資料というのは実際あるんでしょうかというのが1つ。
あとは、移住を希望しようという人たちにむかわ町を御紹介してもらえるようにその施設に
訪ねたことというのは、町長はじめ町の方々、一度でも訪ねたことはおありでしょうか。

○議長（野田省一君） 山木主幹。

○経済建設課主幹（山木美幸君） 町のほうで移住関係の配布資料につきましては、ちょっと
課題にはなっているんですけども、各分野でそれぞれチラシを作成しております、例え
ば子育ての分野の移住の方に関してとか、あと空き家、空き地などに関してのチラシとい
うことで、ちょっと各分野についてチラシはそれぞれ御用意しております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） まず今回、古内議員のほうから移住に向けての情報提供いただき、感
謝を申し上げるものでございます。古内議員の今回の質問は移住、そして交流ですか、こ
ういったところがテーマとされているのかなと思います。私も御質問を聞きながら、もう四十
数年前になりますけれども、むかわ町へ今で言う移住者の一人なのかなと思いをはせながら
お聞きしていたところでもございます。

直接的に移住交流促進協議会だとか、先ほど御紹介のあったふるさと回帰支援センターと

いうんですか、こういったところには訪問はしておりませんが、先ほど申し上げましたように道内外の北海道物産だとか交流フェア、こういったところには極力担当者も含めながら行くようにしているところですが、こういった町外での移住、定住、交流、関心人口も含めてですが、こういったところ、今回も含めながら次年度以降に向けて、その例えば交流促進協議会との関わりしろというんでしょうか、向き合い方をもう少し広く捉えていくべきなのかなと思いますし、町だけではなくて地域にある例えば地域商社だとか、あるいは観光協会だとか、こういったところとも連携しながら、先ほどの答弁にも触れましたイベントだとか、あるいは経済界との意見交換会、そしてむかわ産のアピール、アナウンスというかな、こういったところも努めていきたいなと思っております。

なお、今日の提案を受けながら、移住交流フェスタには出展というのも含めながら、今後に向き合っていければなと考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 古内議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。とてもすてきな答弁いただきまして、ありがとうございます。

ちなみになんですけれども、ふるさと回帰支援センターというところがいろんな都道府県が出展しております。北海道、一番一番奥のほうにあります。あとで町長に見ていただければと思います。そこに移住しようかなというふうに考えている方が予約をして訪れるというふうになっているようです。じゃどれぐらいの人たちが相談に来るのかという話ですけれども、ちょっと11月の数字ははっきりしていないんですが、10月に関しては全国で10月5,811件の方が相談に訪れたそうです。それから9月に関しては、都道府県いろいろあります。今は東京近郊にお住まいの方がちょっと遠くにちょっと土地も安くとかということで千葉県とかそういうところに、神奈川とかそういうところに相談に来られている方もいらっしゃるそうです。北海道に関しては、大体62件の方が9月1か月間で相談に来られたそうです。

相談員の方というのは今3人、北海道のほう相談員という方が3人いらっしゃるんですけども、その方の1人の方にお話伺いましたら、じゃ実際関東から北海道に移住する方ってどれぐらいいるんですかという話を聞きました。そうすると、はっきりした数字は把握はしていないと。なぜならば、私はこれをきっかけに移住しましたというきちんとした報告がなされていないからという話でした。ただその方の体感で言うと、年間100人ぐらいは移住しているんじゃないでしょうかという話をされていました。

以前はやっぱり定年退職された方がちょっと田舎に住みましようみたいな形で移住というふうなお話をされる方というのが大半だったそうですけれども、やはりコロナの影響で20代から40代の完全テレワークができる世代というのが移住を考えているというのが物すごく多くなったということで、定年退職した方ももちろんいらっしゃるんですけども、その20代、40代が完全に数字を上げているというふうなお話を聞いております。

令和3年度、移住定住促進事業に200万円予算、町のほうで取っていると思いますが、単身で関東から移住してこられる方、単身者に60万円、世帯に100万円というふうに支給するというふうに私も聞いております。各予算を取ったけれどもということで、該当する人がいらっしゃるなくて不用額ということになっているというふうに認識をしております。じゃ実際支給をしたことがあったのかどうなのかということと、さっき町長からぜひイベントにというお話もありましたが、やっぱり移住者を連れてくる対策というのは取られたらいいんじゃないかなというふうにももちろん考えております。

この北海道のブースがあるところに上士幌町と函館だけ別のブースがあります。これは5万円ではちょっとできないんですという話はしていましたけれども、やはりそこを見ますと、移住のためのガイドブックですとか、あとは求人、先ほど求人のという話しされていましたが、またお試し移住の資料ですとか、子どもたちの情報ですとか、本当に各種取りそろえております。北海道に移住したいと考えている人たちというのは一定数やはりいるそうです、憧れとかで。ただ彼ら札幌という地名だったり、函館という地名は分かっている、ほかの北海道の小さい地名は分からないというのが現状だというふうに聞いています。相談員の方々が例えば札幌まで都会じゃなくてもいいけれども札幌に近いほうがいいんだよねみたいな形だと、じゃ例えば江別市どうですかとか、あとは北広島どうですかみたいな、そんなような提案をするそうです。そのときに例えば何も分からない状態で来る、相談員のところに来るときにその相談員の方も例えば空港から近いほうがいいんだよねとか、あとは海とか山があるほうがいいんだよねというふうなところに移住したいと、もし思ったとしたら、こんなむかわ町というところあるんですよというような提案をできるわけです。そうすると、移住しようかなと思っている方はむかわのむの字も分からないというような方たちですけれども、そんなところがあるんなら行ってみようかみたいな話がきっとできるはずですよ。そうすると、一番必要なのがやはり自治体の担当者ですとか、首長とか、町長とか、行って情報連携に行くということが大切なんじゃないかというふうに私は考えています。一般的な会社で言うと、営業ですよ。こんなところありますので、いかがですかみたいな形で考えてい

ただければいいんじゃないかと思えますし、町長ももちろん町の担当者の方も年に数回もちろん東京に出張に行かれる機会あると思えますので、そのときにぜひ行って連携をしてくるといいたい努力というのにも必要だと思えますが、その辺のところはいかがお考えでしょうか。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 人口減少というのはもう全国的な課題で、もうステージも今、セコンドステージに入っています。地方創生というところで、議員御指摘の移住だとか定住に向けて全国でこの取組に今向き合っているところがございます。御存じのとおり、むかわ町については胆振東部地震、震災から4年と3か月、こういったところを過ぎながら、その震災からの復興をこれからどう捉えていくんだというところで、復旧フェーズから創造的な復興のフェーズに今転換をして、まさにこの人の流れ、そこには地域の人が復興活動に主体的に関わっていくんだよ、そして外的な支援をどう受けていく、外的な関わりをどうつくっていく、そして地域資源をそこにはどう活用していくんだというのがポイントとされているかと思えます。そこにはあくまでも地域内外の人材の確保というんでしょうか、確保した人をどう育てていくんだと、関わりをどう持っていくんだ。

御案内のとおり、昨年初めてむかわ町合併から16年で社会増というか転入超過の現象というのも見られているところです。こういったところも生かしながら、1回目の答弁で申し上げたように、子育て支援だとか住宅支援、これまでやってきているよ。さらにそれを工夫、充実していくんだよといったところを内的だけでなく外にもアピールできるような、ここは情報の活用、情報というのは人の行動変容のツールともされていますから、その辺をしっかりと活用しながら今後に向けていければなと考えております。どなたかの言葉に今確かにむかわ町も震災からの復興と、それからコロナ禍といったところで困難に直面しているところですが、ここはこれまで言ってきていますように、ピンチをヒントに、そして困難なときこそ発展の好機、逆風こそ今うまくつかんで浮力に変えて、NHKの「舞いあがれ！」じゃないですけども、しっかりと上昇に連なるような展開をしていければなと思っておりますので、御理解願います。

○議長（野田省一君） 古内議員。

〔3番 古内みゆき議員 登壇〕

○3番（古内みゆき君） ありがとうございます。

では最後にということですが、やはり移住を促進するためにはということで、私なりに5つくらい考えました。町長も今おっしゃっていましたが、やっぱり住宅の事情とい

うのを整備するというのが必要じゃないかというふうに考えております。

それから2つ目、相談員の方とも話をしていたんですが、移住を希望する方たちがみんな起業ですとか、あとは就農を考えているわけではないということです。現在している仕事の同じような仕事で転職をしたいですとか、あとはテレワークをしたいというような方たちもいらっしゃいます。そのための就職支援、もちろん必要じゃないかなというふうに考えております。

それから3番目、子どもたちへの保育園などの情報、どういう保育をしているかなどの提供というのにも必要じゃないかというふうに思います。

あと4つ目、移住をすることでどれぐらいの生活コストがかかるのかというようなモデル作成ですとか、資料の作成というものは必要じゃないかというふうに言われています。自分ともし似通っていないとしても何となく、ああここに行けばこれぐらいの生活コストがかかるんだとか、これだったら自分も移住したらいけるなみたいなところをやはり移住を考えている方たちというのはそこを見て判断するそうです。

それから5つ目、お試し移住の施設です。こちらの先ほどお見せしたこの資料のほうにも残念ながらむかわ町はお試し移住、ちょっと暮らしというところがあるかどうかというので印ついているんですけども、残念ながらついておりません。住宅の支援ですとか、ちょっと暮らしというのついていないということで、今現在ないというふうに思われます。以前は何かお試し移住の施設があったというふうに伺っております。なくなった理由というのがやっぱり定年退職した方たちがホテル代わりに使われるんですというふうに聞いております。その辺もやっぱりどこの市町村も同じ悩みを抱えているというふうに聞いております。じゃどうするかというところですけども、例えばですけども、定年退職をした方を対象ではなくて、例えば子育てしている方たちに向けて、仕事していますからそんな1週間も2週間もいられないので、例えば2泊3日で子どもたちをむかわ町内の保育園ですとか幼稚園に実際通ってもらって、お試し移住みたいな形でやってもらいたいな、そんな方法も考えていただいたらいかがかなというふうに思います。

一番はむかわのことを知ってもらうですとか、ファンを増やすということが大切じゃないかというふうに思いますし、イベントなどでぜひ露出をしていくということで環境整備ですとか、そんなようなことも提案しまして、もし何か追加で答弁していただけることありましたらお伺いしますし、私のほうはこれで質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 御提案ありがとうございます。古内議員も御存じかと思えますけれども、昨年策定されております、まちづくり計画、これのちょうど令和7年度が前期計画の達成目標年次かとされています。それに目標に沿って、今、町なかの再生、地方創生、それからタウンプロモーションといったところのまちづくり計画の重点プロジェクト、ここにまさに古内議員がおっしゃっているむかわファンづくりというふうな表現もされているかと思えます。この際ですから、人数の人口密度ではなくて、人と人との交流の交わる人口密度高める政策、こういったところも次年度以降つなげていければなと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（野田省一君） 昼食のためしばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時30分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊 藤 恵 美 議 員

○議長（野田省一君） 次に、2番、伊藤恵美議員。

伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 第4回定例会に当たりまして、通告に基づき順次一般質問をさせていただきます。

狩猟による捕獲鳥獣の処理、加工について質問させていただきます。

近年、猟友会鶴川部会、穂別部会ともに、鳥獣による農業・林業被害を減らそうと目覚ましい活動をしております。まだ数が少ない若い会員の方などは出勤前の日の出を待って、また仕事が早く終わった後の日没まで、積極的に巡回活動をしているようです。そうして、捕獲したエゾシカなどの処理に関してですが、個人経営の処理場だけでは受入れも難しく、将来的に町営の処理・加工場を造ってほしいという要望があります。決して、会員の方々は新

築を望んでいません。空き家の有効利用でよいとの意見でした。それによって、雇用の促進、人口の増加、新たな特産品の開発など、SDGs 17項目のうちの「8、働きがいも経済成長も」、「9、産業と技術革新の基盤をつくろう」、「15、陸の豊かさも守ろう」という3項目に対しても有益な意見と考えますが、町としての考えを伺います。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 野生鳥獣による農林業被害の防止対策を進める上での地元猟友会の皆さんには、日頃から中心的なその役割を果たしていただいておりますことに、この際、敬意と感謝を表すものでございます。

捕獲したエゾシカというのを食肉等の資源として利活用することは、今、伊藤議員から述べられたように、SDGs 17のうち、かなりの項目数に関連してくるのかなとも捉えているところでもございます。

一方で、町内の施設規模から処理数量ですか、これに限界もあるところでございます。捕獲したエゾシカの処理については、資源として活用するほか、埋却あるいは廃棄物処理施設で処分されておりますが、これらの処分についても大変な労力というのを必要とするものと伺っているところでございます。有害鳥獣駆除に従事する方々が引き続き、これからも意欲を持って取り組めるようより有効な処理方法の構築に向け、町としても調査研究を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） 大変前向きな答弁ありがとうございます。処理・加工場設立と同じぐらいに会員の方々が望んでいるのが、猟友会会員の高齢化に伴う新しい担い手の育成であります。現在、町では狩猟免許の取得支援として5万円の助成金制度を設けています。しかし、昨今の物価高騰により燃料費、銃弾の価格も2から3倍に高騰しております。有害鳥獣のエゾシカ1頭当たりの捕獲補助金7,000円ですが、現状を加味した上で新規会員を増やすためにも、これらの助成金、捕獲補助金の増額を望みますが、町としては何か対策を講じているか伺います。

○議長（野田省一君） 高木参事。

○農林水産課参事（高木龍一郎君） 今、町としましても5万円の狩猟の補助ということもしております。今、有害捕獲に関する単価1頭につき7,000円、ジビエ利用以外ということにつきましても、物価高騰の件もありますけれども、今後、時の情勢などとかをよく加味した

中で精査していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。猟友会の活動の対応は、農林林務グループの参事含む3名と伺っております。しかし、農業、林業という大規模な分野の職務は、相当多忙であると推察します。猟友会員のモチベーション維持のためにも、猟友会からの相談、申請、要望などに迅速に対応していただける専属の人員配置が可能かどうか伺います。

○議長（野田省一君） 酒巻課長。

○農林水産課長（酒巻宏臣君） 当該業務に係る人事配置の部分の御質問でございます。

まず、現行体制、本庁においては農業水産グループ、穂別総合支所においては農業林務グループ、それぞれ農林水産課内のそれぞれ配置するグループのほうに窓口というものが現在設置されているところでございます。人員的に限られた人員の中ではございますが、可能な限りこれらの現有配置の人員の中で、迅速に対応できるような業務分担というものを工夫して進めさせていただければと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（野田省一君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤恵美議員 登壇〕

○2番（伊藤恵美君） ありがとうございます。北海道内では、町が保有する処理・加工施設というのは、現在、南富良野町だけなんですけど、やはり新しい特産品をつくったり、そういうことに関して、本町のように海、山、川、全てがそろったすばらしい環境の中では、野生動物との共存は必須であり、生態系が崩壊しないため、農林被害を減らすため、猟友会によるバランスの取れた有害鳥獣の捕獲は必要不可欠と考えます。そして、捕獲した鳥獣の命を無駄にしないためにも町が主体となり、処理・加工場を管理運営していただけることを期待して、一般質問を終わらせていただきます。

◇ 東 千 吉 議員

○議長（野田省一君） 次に、5番、東 千吉議員。

5番、東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 令和4年第4回むかわ町議会定例会において、通告に従いまして、町民を代表して質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、第1点目でございますけれども、学校給食についてでございます。

国は、地方創生臨時交付金による保護者負担軽減による地方支援を実施しております。国・道等が時系列で支援をし、保護者の負担軽減をしていることは非常に感謝をしておりますし、町といたしましてもいろんな支援策を検討、協議、そして実施していることに感謝をするところでございます。

その上で、給食のメニューの変更が予算上、余儀なくされているというふうに思いまして、予算を気にするあまり、安価な質のレベル低下の材料となっていないかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 藤田振興室長。

○教育振興室長（藤田浩樹君） 私のほうで、ちょっとお答えします。

今年度の学校給食の賄い材料費は、当初予算の3,213万5,000円ですが、地方創生臨時交付金を活用して300万円を補正し、食材を調達しております。

むかわ町の学校給食は、提供開始からこれまで北海道産、むかわ産の食材を可能な限り使用した質の高い給食にこだわってきました。限られた予算の中で、質の高い学校給食を維持できるのは、地元農業者さん、生産者さんの努力や両地区の栄養教諭、先生など、給食に関わる全ての人の創意工夫のたまものです。今般の物価高騰につきましても、地方創生臨時交付金を活用することで、これまでと同様の質の高い学校給食を提供しており、食材の質を落としたり、品目を減らすというようなことは一切しておりません。

今後も、引き続き地元食材を多く使った質の高い栄養バランスの取れた学校給食の提供に努めてまいります。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） ぜひよろしくお願いをいたします。

ただいま答弁の中で、約3,000万円強の給食費負担のうちの300万円を地方創生臨時交付金での支援というふうに伺いました。これは約10%というふうに思います。国やいろんな交付金で、地方で工夫をしているいろいろ検討してやりなさいということでございますし、道においては、この物価、食材の高騰の比率を前年対比4.3%として、道議会で一部議論はあったようですけれども、最終的にそこをベースにした支援策を講じております。いわゆる約5%、そして町の国による地方創生臨時交付金が10%でございます。ということは、合わせて約15%、この15%が前年度対比で食材の高騰に対応しているかというふうになりますと、なか

なかそういうふうになっていないのではないかというふうに数字上は見えるわけです。そういった面で、先ほどの私の質問が疑問点というふうになるわけでございますけれども、それはそれとして、まずそこが一番大事だなという気はしておりますけれども、さらに先ほどの答弁のとおり、いわゆる食材の高騰をいろんな形で工夫をして、なるべく下げて供給していく、この大事な部分にいわゆる地産地消、先ほどありましたけれどもあると思うんです。うちは第一次産業の農畜産物、それから海産物の供給できる状況に地元としてあります。この流通経費等も削減できる形もありますし、地元の経済力を高める部分でも必須な条件というふうに私は思っているわけです。

そうした中で、そういう部分をいかに上手に利用しているか、あるいは今後そういうことをしっかりとやっていける対策を構築、しっかりとできているかどうか、そこをちょっと改めてもう一度伺いたいというふうに思います。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 藤田室長のほうからも御答弁ありましたとおり、北海道産、むかわ町産の食材を可能な限り活用した給食を目指しております。

令和3年度のデータになりますけれども、地場産物の使用率ということでございまして、北海道産55%、そのうちむかわ町産のものにつきましては、19.3%の食材を使用しているということでございます。そのほか、町のメニュー、町費、むかわ町産の食材を使った給食を特別食としても提供しております。例えば、鶴川のししゃもですとか、穂別のメロンです。全て町内産食材を使ったむかわっこ給食というものも提供をしております。今月19日ですけれども、こちらにつきましては、むかわ町産のシャケを使った給食を提供するというところでもあります。

物価高騰ということで、質問いただいているかと思うんですけれども、町内産の食材につきましては、業者さんの努力というかもございまして、そこまで高騰していないといいたいでしょうか、というところが印象です。なるべくそういった買いやすいといいたいでしょうか、もちろん全て見積り合わせをした上で調達しやすい食材、そしてまた安価で質の良い食材というものを使って提供しておりますので、今後もそういった努力を続けながら、むかわ町産の食材、北海道産の食材にこだわった給食を提供してまいりたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現行の物価高騰対策、それと地元の食材活用については担当のほうから答弁を行ったとおりでございます。私のほうからは、改めて東議員の質問要旨の安価な質

のレベル低下、こういった観点から少しお話をさせていただきたい。

これは、このようにはなっていないということを改めて私のほうからも申し上げたいなど。御存じのとおり、平成29年6月から提供を始めた学校給食、議員も御存じのとおり、当時、中学校3年生は今もう成人を迎えているところですね。今年21歳になる世代、その上の世代は給食を経験したことはなく、保護者の世代も給食を食べたことのない方がほとんどです。保護者世代、そしてそれより上の世代の方の中には、給食を食べてみたいな、あるいは、どんなメニューなのかなと知りたいという方がかなりいらっしゃると思います。今年度、参観日の日に合わせる形で、保護者の皆さんを対象に学校給食の試食会というのを開催してきているところでもございます。詳しくは、担当のほうから申し上げるかもしれませんが、けれども、学校給食のこれまでの保護者の皆さんに対して、子どもたちがどんな感じなのかなということも含めてのアンケートというも行われてきております。評価は、かなり高い評価とも伺っております。私もこの間、試食をいたしました、お世辞抜きで大変おいしくて、質の高い給食なのかなということを感じてきているところでもございます。

これまで、コロナ禍において、学校において人を呼んで食事をするということが、なかなかままならない状況が続いていたところでもございますが、今後少しずつ、ぜひ議員の皆さんも含めて町民の皆様に、この学校給食というものをぜひぜひ食べていただく機会、場というのを提供していきたいと考えているところでもございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 町長おっしゃられたように、私も町長も同年代でございますから、私たちの時代は学校給食ございませんでした。特に、僕が児童の低学年のときは、正直に言って隣の弁当が羨ましいくらいのもございました。卵が一品入っているだけで、すごく彩りが鮮やかになった弁当だったりという、そういう弁当を持ってくる児童が多くいたのを記憶しております。そういった中で、学校給食が全体レベルとして、一つとして、しっかりと児童に同じような立場において学校給食が食べられるということの魅力は、本当に我々のちょっと食の大変な時期の人間にとっては羨ましいところでもございます。

そういった面も含めてですけれども、今のこういうピンチを町長の言うようにチャンスに変えられる時期かなという気もしております。幸い、先ほど僕が言いました地産地消あるいはこれから十分大事にしていきたいオーガニック、こういう部分をしっかりと給食に反映できるような、そういう給食制度になってほしいというふうに思います。高校の三気塾、1日

に米を40キロ食べるということでしたので、子どもたちの食欲は旺盛なんだろうなというふうに思います。

そしてまた、むかわ町は、農畜産物あるいは水産物においてもいろんな種類のものがある。時期によっては、本当に施設で頑張っている農業者が生産している農産物を給食のメニューとして入れていける、そういう条件の非常に整った地域であることは間違いありません。こういうことをしっかりと踏まえまして、やっていく必要があるだろうと。佐々木課長の話では、道内物がおよそ50%、その中の地元が20%ということですから、全体では価格の部分でやっているのか、カロリーベースでやっているかよく分かりませんが、全体では約1割ということですのでございますけれども、季節によっていろんな作物あるいは魚であればいろんな魚種をとれる、そういうむかわ町でございますので、そういう時期に合った、栄養士のしっかりとした栄養管理の中で使える食材をしっかりと持っていく必要があるだろうというふうに思っておりますけれども、その辺について踏み込んだ状況があるのかどうか、ちょっと今後についてですけれども伺いたい。

○議長（野田省一君） 佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 先ほど、今年度300万円の補正ということで、食材を調達しているということでもありますけれども、300万円のうち200万円は物価高騰対策のための補正でありますけれども、100万円につきましては地元食材を活用した食育、地産地消推進のための100万円の補正ということで合計300万円ということになっております。

むかわ町にすばらしい食材たくさんありますけれども、やはり単価の部分というものもありまして、小学校260円、中学校300円という単価で開始以来上げないできて、努力をしているところであります。本当は、もっと高級な食材を使って豪華な給食というのも提供したいんですけれども、なかなかそれをやると1食当たりの量がすごく少なくなるものですから、あと例えば、地元の鶴川のお魚を活用したいというふうに考えているんですけれども、小骨の問題ですとか、加工業者の問題とか、いろいろ今、努力しながら何とかむかわ町のお魚、いろんな魚種の魚を提供したいということで、試行錯誤を続けながら努力をしているところであります。

今後あらゆる食材を提供できる努力を続けて、何とか可能な範囲、単価の範囲内で提供していきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 学校給食を町長が言うように、ほかの人にも食べてもらいたい。特に、保護者には食べてもらうことは本当に大事な部分というふうに思っておりますし、保護者の中では、いろんな保護者、多様化の中での保護者おりますけれども、中にはやっぱりオーガニックについてしっかりと望んでいるという保護者も、随分、最近は多くなってきたように見受けられます。そういった部分への要望もしっかりと受け止めながら、やっぱり今後やっていく必要があるかなというふうに思いますし、テレビでやったお魚ボックスじゃないですけども、消費者がしっかりと使いやすい状態での供給の方法もこれから考えていかなければならない部分もありますけれども、利用する側もそういうことをどんどん要望していくということもある意味必要かなと。やっぱり学校給食の一番は、地元産の農作物あるいは水産物をしっかりと食べていって、それが子どもたちの記憶に残って将来、先ほど言ったように、二十歳になってもあのときの給食、こうだということが地元のものだったということもしっかりと頭のいわゆる脳裏に焼き付いているような、そういう形ができれば最高だなというふうな気がしています。その件について、何か答弁あればお伺いしたい。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 第1答弁で、議員の触れられていることは重なるかと思うんですけども、例えば物価上昇に照らしての今回の1月から3月までの給食費の無償化と、来年の令和5年からの、こういったところの要するに給食費についての視点、これらの補正も含めた中で、そしてこれからも物価上昇というのはしっかり見ていかないと駄目だぞと。そこに照らしながら、先ほどから基本は可能な限り地元の食材というのを多用するよと。そして、産業の振興というのにもつなげるよと。それから、給食の質や量というのもこれまでもそうです、下げずに保護者負担を軽減を図ると、こういったところを基本にしながら今後も徹底していきたいと思いますので、改めて御理解を願いたい。

○議長（野田省一君） 東議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 自分を含めてですけども、関係各位の検討をよろしくお伺いしたいというふうに思います。

2点目にいきたいと思います。

通学バスについてでございます。①一般客と一緒にバスにすることの児童・生徒の安全性について伺いたい。

2点目に、低学年児童の心理的・身体的事情を考慮した運行体制になっているかお伺い

たします。

○議長（野田省一君） 藤江支所長。

○支所長（藤江 伸君） 一般客と一緒にのバスにすることの児童・生徒の安全性についてお答えいたします。

バス利用の一般客は地域の方々でありまして、一緒に乗車をするということで、この地域の方々が児童・生徒を見守っていただいていると認識しております。また、乗車人数に余裕のあるバスを運行しておりまして、一般客と児童・生徒と一緒に乗車しても座席が不足することはなく安全に運行しております。

続きまして、低学年児童の事情を考慮した運行についてお答えいたします。

トイレの心配や車酔いなどを考慮いたしまして、乗車時間は1時間以内の運行にしております。

なお、低学年児童のバス通学について入学時などに、乗車、降車指導を学校の協力をいただきまして、毎年度実施しております。バス通学に不安のないように対応をしております。いま一度、危機管理の注意喚起の意味も含めまして、バス事業者に事故発生時の緊急行動マニュアルの徹底を図りまして、町営バスの安全運行に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） まずは、今いろんな形の事件、事故等が多く報道でもされております。バス関係だとか、学校関係に限らずですけれども、そういった中でたまたま、やっぱりバス運行、いわゆる通学バスについての諸事故、事件等も報道されているやに思います。保護者にしてみれば、それがほんのひょっとしたら氷山の一角、表に出ていない内容であるのかという不安もあるわけですよ。そういった中で、やっぱり最初に1年生に入学する子どもをお持ちの保護者あるいは今言ったように、低学年の児童を抱えている保護者の心境というのは、非常に複雑なものがあると思っております。そういうふう聞いてございますので、そういう部分を今、藤江支所長のほうからありました運行マニュアルですか、これに基づいた学校でのいろいろな訓練、練習等あるというふうでございますけれども、以前、バスの運行について聞きましたら、委託されている、いわゆる受託業者にある程度マニュアルも、そこを任せてあるというふうにお伺いしたように感じておりましたけれども、その点はどうか。

○議長（野田省一君） 長谷山主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） マニュアルの部分ですけれども、4月に契約を交わす際に、町、業者含めてその事項を確認して、毎年、運行しているところです。

今後におきましても、定期的に運行マニュアル、業者と確認しながら行っていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） 東議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 平成30年の地震、それからコロナ、本当に長引く異常事態の中で、人の心は本当に痛んでいるのではないかというふうに思います。そういった中で、先ほどありました一般客と一緒に子どもたちがバスに乗る。地元のお客が多いということですが、地元のお客だけじゃなくて、違うお客も乗るんだというふうに思っております。

そして、また今までバスを運行した中で、過去に数年前ぐらいだと思いますけれども、子どもが寝ちゃって、最終的に自分の降りるところじゃなくて、ぐるっと回って、四季の館で降りた鶴川の児童でございまして、そういう偶然うまく、何ともなく事故なくそこまで行ったということもございまして、そういうこともありました。偶然とたまたまで事故になる、事件になる、ならないというのが、非常にほんのちょっとのタイミングでずれるという、この現代の中で、しっかりとしたマニュアルがあつて、あるいはまた、運行される業者については、毎日そこで子どもが乗ったり降りたりするわけですから、ここで乗った方が降りないということが、何十人も、そのバスに何百人も乗るといふわけじゃないので、そういうことが本当は把握できていて、そして運行をつつがなく進めるという部分について必要ではないかというふうに思うんです。何かがあれば、それをそういうふうにはできないかというふうに思うんですが、そういうことについてはどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 運転について、子どもが乗車、降車するタイミングを逸してしまうことがあるのではないかというような御質問かと思えます。

運転手の方は、基本的にバス停、どこで誰が乗るのかというのを把握してございますので、乗るときはもちろん降りるときも気をつけていただいているものと思っております。

以上です。

○議長（野田省一君） 東議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番（東 千吉君） 運行業者の報告は、2年前ですからちょっとあれですけども、あったのでしょうか。それで、その後に僕がお伺いしている中では、何回か実は降り過ぎたということを知っています。やっぱり低学年の児童というのは、何か僕もそのときの心境はないんですけども、物に乗ったら眠たくなるということがあるんでしょうか、そのまま簡単に5分もしないうちに寝ちゃうということがあるようです。それがそのままということも、実際にあったというふうに聞いておりますから、それらについて町のほうに報告等はございませんでしたか。

○議長（野田省一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時09分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 四季の館に乗り過ぎて、指定のというか、その子が降りるバス停で降りないで寝過ぎてしまって、四季の館にそのまま来てしまったというのがありました。そこのたまたまちょっと座席のところで寝てしまって、運転手さんもよく見えなくて、そのまま四季の館へ来てしまったということがありまして、親御さんから学校のほうに連絡が行きまして、教育委員会に連絡が学校から来ていて、教育委員会の人間がそちらのほうに、バスのほうに行って、お子さんを保護して保護者の方に引き渡したということもございました。もちろん、教育委員会でもそういうことは把握しております。そういうことが一度ありましたけれども、それまではそういうことはなかったです。一度、寝過ぎて来てしまったというのがありました。

そのほか、例えばバスに忘れ物をしてしまったとか、そういった事例もありましたが、そういったときには、教育委員会と学校とバス会社のほうで連携を図りながら、その忘れ物を追跡して、安全に保護者の元にお渡ししているということもあります。学校と教育委員会とバス会社のほうの連絡を密にしながら、そういった児童・生徒の安全確保に今後も努めていきたいというふうに考えております。

○議長（野田省一君） 東議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番(東 千吉君) 当時の運行バス、通学バスについては、十数名が乗っていてということでお伺いしております。いわゆる毎日乗り降りする、そして100人もいるわけじゃなくて十数名ということで、やっぱり降りなかったときに、習い事があってそのバスに乗らないときもあるということですが、ある程度十数名だと、ほぼほぼ何かひよっとしたら覚えていられる場合もあるのではないかというふうに思うわけです。そういうことができれば、事前に事件、事故等は防げますし、そういう部分をやっぱりちょっとお互いに検討していつ、今後そういうことがないような方向性を出すということは、大事なことはないかというふうに私は思います。

本当に、1年生に入る保護者、親御さんについては心配事だらけです。先ほど藤江支所長が言った1時間以内の運行時間内、この1時間が1年生に入った緊張した子どもたちだとか、そういう子どもたちに心的に、あるいは体的にそれがそこまでもてるかどうかという検討も、じゃバスを増やそうじゃないかと、簡単な問題にはいかないんですけども、じゃそういうときにどういう対応をしていくのが大事なのか、特におしっこなんかしたくなったときに、やむを得ず男の子ならという気はするけれども、女の子が、じゃ行く先々でどこでというふうに見たときに、運行コースの中ではそういう場所があるところとないところと、ないところのほうが多いように見受けられます。そういう対策はどういうふうになっているんでしょうか。

○議長(野田省一君) 長谷山主幹。

○企画町民課主幹(長谷山一樹君) 低学年児童の負担軽減という部分では、通常、穂別栄線でいうと、通常50分かかるところを登下校の便につきましては、豊田地区を経由しない直行便といいますか、便にしております、10分間の時間短縮を図っているところです。

[「40分」と言う人あり]

○企画町民課主幹(長谷山一樹君) はい、40分ですね。各路線についても、低学年児童の負担軽減という部分でできるだけ早く学校に着くように、対応をしているところです。

○議長(野田省一君) 東議員。

[5番 東 千吉議員 登壇]

○5番(東 千吉君) 後ろのほうから、鷓川地区についても問うてみるということなんで、ちょっとお伺いしたいと思います。それ、いずれにしても保護者が安心して、学校に行かせてやれる体制、体制というのは個人によって違いますから、心的に保護者が大丈夫だと、心

配ないと思うようなことを受託業者だけじゃなくて、やっぱり行政のほうもしっかりと町民、保護者の人に理解してもらおうような、そういう体制が必要だというふうに思っています。そのことを、この2点ちょっとお答えをいただきたい。

○議長（野田省一君） 小坂主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず、鶴川地区の乗車時間についてでございます。一番遠いところで、旭岡のほうになるんですが、39分、約40分間と乗車時間はなっております。

続いて、子どもたちのある意味、異変といいますか、何かあったときの対応ですが、まず子どもたちというのは、何かあったときには周りの子どもたちが若干騒ぎ出すというか、ざわざわし始めます。そのときに、運転手の方が状況を確認して、例えば吐きそうですとか、何か確認して場合によっては車を止めます。車を止めて、運行時間、若干遅くなるんですが、関係機関に連絡をして、その子にとっていいような形で、体制が整うような形で運行を続けるように、要は運転手の方が臨機応変に対応しているというところでございます。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 乗務員は1人ということでございますから、その乗務員の位置は非常に大切なものというふうに思います。ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

むかわ町インターネットサービスの終了後の対策等についてでございます。

町提供のインターネットサービスが今月で終了いたします。今後もインターネットを利用する場合、新たに民間業者との契約が必要となるようでございますが、今まで利用している町民へのこの一連の時系列の部分についての周知徹底と、今後の移行の手續等の不安の解消する対応策を町としてどのように取っているのか、お伺いいたします。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 私のほうから、むかわ町インターネットサービス終了後の対策等について答弁させていただきます。

町がこれまで提供してまいりましたインターネットサービスにつきましては、令和4年4月より、新たに穂別地区が民間事業者によるインターネットサービスの提供エリアとなったことを受け、令和4年12月末をもって終了することとしております。

これまで、インターネットサービスを利用されておられました皆さんには、郵送による個別の案内のほか、広報むかわ、そして広報折り込みチラシ、ホームページ、IP告知端末を

通じて、町によるインターネットサービス終了と民間事業者への移行の手続についての御案内を行ってまいりました。

また、これに加えて、インターネットの移行がまだお済みでない方に対しては、担当職員による電話や訪問により、移行状況等について漏れのないよう確認を取らせていただいております。その中で、移行手続の方法や不明な点について御案内するとともに、御不安事等につきましても、お伺いして必要な御説明をさせていただき、適宜、対応しております。この間、全体の約94%が既に移行完了または年内に移行が完了する予定になっております。

今後、引き続き丁寧な御説明をさせていただくとともに、必要に応じて民間事業者と連携を取りながら、移行に伴う不安の解消に努めていくこととしております。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） 町提供インターネットサービスの終了等については、周知をしているということで承りました。その後のインターネット利用するときの民間業者への移行手続等について行政のほうで、本当に不安を解消するような町民の負託に 대응しておりますでしょうか。私のほうも、実は町の提供されるインターネットを利用しておりましたけれども、郵送では終了の周知部分と民間業者に移行してくださいよと、こういうふうになれば通信料はこういうふうになりますというような話がありましたけれども、移行する民間業者がどういう業者であったりとか、どういう形になっているかというところは、町のほうからいろいろ不安を払拭するような内容で来ているようには、実は思っていないんです。民間業者に変わるということになったら、民間業者のほうで何やらの一生懸命キャッシュバックしますから、キャッシュバックしますからという内容でお話ありました。このキャッシュバックって、僕、横文字はあんまりよく分からないんですけれども、そんなことをする利点がどこかにあるのかみたいな不安に、やっぱり利用者はなるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 私のほうからお答えいたします。

民間のインターネット業者に町から移るというところで、どこのインターネット会社がいいとか、どこのプロバイダーがいいですよということについては、町からはお話ししておりません。ただし、ポイントで還元がありますよとか、こういう還元がありますいろんなサービスをセットにした業者さんがおりますので、お問合せをいただいた方には、どこを選

ぶかということは私どもからお話ししませんけれども、こういったサービスはこういう意味ですよとか、ポイントをもらえるというのはこういう趣旨ですよということを御説明して、御理解いただくようにしております。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） ぜひ、その点よろしくお願ひしたいと思うんです。うまい話を聞くと、かえって不信になったりもするんです。キャッシュバックって何だろう、いわゆるキャッシュをバックするということなんだろうというふうな単純な思いになるんですけれども、この民間業者に移行することでキャッシュバックあるほど、利点あるのかという気持ちになったりしますでしょう。そうしたら、余計に利用者は不安がるということがあると思うんです。これにしなさいとか、あれにしなさいということは、業者はとても言えないと思うんですが、少なくとも情報提供で、こういうプロバイダーがこうですよとか、そういう情報の提供はぜひして、もう既にみんな契約は90何%ぐらい終わっていますけれども、そういう提供を小まめにしていただければというふうに思っていたし、もう少ししかないんですが思っています。その点についてはどうでしょうか。

○議長（野田省一君） 伏木主幹。

○企画町民課主幹（伏木允一君） 9割方、既に移行を終えられておりますけれども、残りの方々に対して私どもから個別にお電話をして、インターネットの移行について進捗状況はどうですかというお話をさせていただいております。その中で、どこに契約したらいいかわからないですとか、どういう会社がいいのかわからないという御質問をいただくこともございますので、そういったときには、先ほど御指摘のあったような内容を御説明することにしております。

○議長（野田省一君） 吉田課長。

○企画町民課長（吉田直司君） 最初の答弁でも御説明いたしましたが、残りの契約手続等される町民の方々に、必要に応じて民間事業者とともに連携を取りながら、移行に伴う不安を解消に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（野田省一君） 東議員。

〔5番 東 千吉議員 登壇〕

○5番（東 千吉君） よく分かりました。移行手続の契約を終了した中でも、実は僕みたいに不安がっている町民はいると思います。そういうところにも、うまく対応するようによろ

しくお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 換気のため暫時休憩といたします。

再開は14時35分とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 栗原健一 議員

○議長（野田省一君） 次に、1番、栗原健一議員。

1番、栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 大トリとなりますけれども、栗原健一でございます。

第4回定例会通告に当たり、一般質問をさせていただきます。

今回は、若い世代のことではなく、自分たちの親世代である高齢者の介護負担増加に伴う支援、助成内容についてで質問させていただきます。

長寿社会において、介護は誰にでもどの家庭にも起こり得る課題でございますが、誰も日常生活を送ることが困難な高齢者になりたくてなっているものではありません。そこに、非課税世帯だとか、課税世帯だとか、そんなことは関係ありません。私は、必要なところには必要な支援をするべきだと思います。今もなお在宅介護や施設介護を受けられている方々、そして利用されている方々に対しましては、これからも元気で長生きしていただきたいというふうに思っておりますが、御高齢の方々に対して親身に寄り添いながら、看護や介護サービスを提供している方々に対しましても、今もなお様々な過酷な条件の中でお仕事をされ、本当に御苦労されているかと思えます。その方々に対しましても、その方々がいなければ成り立ちませんし、本当に感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

私自身は、まだ介護を受けておりませんが、これから先、自分自身が介護を受けるかもしれないことを考えますと、本当に不安がたくさん考えられますし、きっとそのときには様々

な問題が起こるだろうと思います。家族には、なるべく負担やお金の心配はかけたくないと
思うはずでございますけれども、世の中には介護疲れで人を殺めてしまう事件など、悲しい
ニュース、記事などを目にしますが、先月のネット記事に、要介護5の85歳、妻「殺してほ
しい」、繰り返し懇願、殺害の81歳、夫に温情判決。老老介護殺人という記事が載って
おりました。介護がなければ、日常生活を営むことができない要介護5の妻に、殺してほ
しいと何度も懇願され、首を絞めて殺害。承諾殺人の罪に問われた男性被告81歳の判決公判が、懲
役3年執行猶予4年の判決を言い渡しました。

大きな社会問題となっている老老介護、これ以上迷惑をかけたくないという妻と、これ以
上、苦しめたくないという夫の間で起こった殺人事件でございますけれども、こうした事
件がこのむかわ町でも起こるかもしれない、明日、自分が介護している側、されている側、
そこに関わってしまう、または巻き込まれてしまうかもしれない、こういった介護疲れによ
る身体的・精神的負担、疲労など、様々考えられますが、経済的な負担というのも介護疲れ
を引き起こす原因の一つであります。要介護1以上の方であれば、月に1万円から3万円程
度の金銭的負担が生じるほか、おむつ代なども別途発生します。さらに、要介護状態にある
方で疾病を抱えている場合、医療機関での治療費なども負担する必要があります。経済的負
担を考える場合、介護場面で発生する費用だけが問題になるわけではありませぬし、その御
家族が介護に専念するために仕事を退職する、それが原因となり、経済的負担が発生するよ
うないろいろな負担がかかってきます。

少子高齢化が進む日本において、高齢者介護は大きな課題の一つであります。介護を必要
とする高齢者が増えていく一方で、介護を担う世代が不足していきます。また、病気やけが
が原因となり、突然、要介護状態になってしまうこともあります。誰かに任せたり、協力を
得たりできずに、家族介護を余儀なくされるケースも少なくありませんし、慣れない介護が
精神的・肉体的負担にもつながります。介護疲れが招く問題を少しでも町として減らせる努
力を考えていかなければいけません。

本町では、高齢者福祉についてむかわ町高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、高
齢者がともに支え合い、安心して元気に暮らせるまちづくりの実現に向け、様々な連携、促
進に努めるというところでありますが、私が今回、問題視している介護用品の支給、いわゆ
る紙おむつ支給制度についてでございますが、町民税非課税世帯でいずれかに該当する方、
要介護1から5、または重度障害者など、常時、紙おむつが必要な方に限定された支給内容
ではありますが、今年状況などでも様々な物の値段が上がる中、非課税世帯だけではなく、

範囲を広げる考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（野田省一君） 菅原課長。

○健康福祉課長（菅原光博君） 介護用品の支給制度につきましては、むかわ町高齢者等生活支援条例及び施行規則、むかわ町介護用品支給事業実施要綱に基づきまして、対象者へ支援を行っているところでございます。

平成27年4月の介護保険制度の改定におきまして、原則として、介護用品の支給については任意事業の対象外となりましたが、平成26年度時点で実施している場合に限り、事業の廃止、縮小を検討していることを要件とすることにより、当分の間は実施して差し支えない取扱いとなっているところでございます。

これによりまして、対象者を拡大することは、介護保険事業から外れてしまうこととなるため、第8期計画期間中は現状の対象者を維持しながら実施し、令和6年度からの第9期計画の課題と捉えてございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） 令和6年度から、そういった非課税、課税世帯に関係なく支援をしていくという前向きな答弁で、回答でよろしいでしょうか。おむつ代は意外とばかにはできませんし、排せつでの介助は要介護レベル2の判断基準の一つとなっておりますが、レベルが1であっても支援が必要な場合もございます。

ちょっと長くなります、すみません。寝たきりで生活している成人の場合、紙おむつの1日の交換回数は5回以上で、大人の紙おむつになると、紙パンツタイプであってもサイズや高い機能性を求めますと、価格が高くなります。介護レベルが高い人の場合、紙おむつに加え、尿取りパッドや介護用シート、おしり拭きといったものも必ず必要になってきます。1か月のおむつ代は、紙パンツタイプでも1万円以上、場合によっては3万円近くの出費を見込んでおいたほうがいいと言われております。

そこで、対象者をこれから変えていただきたいんですが、令和3年度むかわ町会計決算書に、施策概要62の5013001の地域支援任意事業のところで、要介護1以上の方等を在宅介護している非課税世帯に紙おむつ等の購入費を助成と書いてあります。利用者は16名でございます。鶴川地区5名、穂別地区11名となっておりますけれども、この16名がどの要介護認定度合になっていて、現在、町が負担されている費用はどれぐらいなのか教えていただけますでしょうか。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず最初の第9期計画のところから、課税世帯にも負担するのかというところなんですけれども、こちらのほうでの回答の中では、まず第8期計画の中では、地域支援事業の中で今実施できている状況にありますので、まず第8期計画期間中につきましては、こちらを継続していきたいと考えております。第9期計画に向けて、地域支援事業から外れるかどうかというところが、まだ国のほうから示されておられませんので、その動向を見ながらまず考えていきたいということと、第9期計画を立てるに当たりまして、令和5年度に日常生活圏ニーズ調査というものを行いながら計画を立てていきます。そのニーズなどを確認しながら、どのような政策が必要なのかということを確認をしながら計画を立てていきますので、おむつについてどのようにしていくかということは、そちらの中でまた再検討していきたいというふうに考えておりますので、今すぐそちらを課税世帯まで広げるということでは、まだ回答はできない状況になります。

それと、この16名の方の介護度についてなんですけれども、ちょっと今時点でこちらの手元には資料はございませんので、必要でしたら集計して、また差し上げるということでしょうか。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） ぜひ、議員皆さんに資料請求をしていただきたいというふうに思います。

いろいろ調べたら、近隣の厚真町の在宅高齢者生活支援サービス、これは単独で行っておりますけれども、介護手当支給事業補助金を一切含まず、町単独事業として取り組んでいる事業でして、要介護3以上の要介護者を自宅で介護している家族に対し、慰労金として月額1万円を支給と、こういった取組を厚真町ではしております。安平町では、非課税世帯を対象とした形で要介護3以上の方に、要介護3であれば月額5,000円、要介護4であれば1万円、要介護5であれば2万円と、こういった非課税世帯に手当をしておりますけれども、苫小牧市の介護サービスの例を見ますと、対象者、本市に住所を有し、次のいずれかに該当する方で、在宅において常時、紙おむつを使用する必要がある方、1、要介護4または要介護5の方、要介護2または要介護3の方で、重度の認知症状のある方が寝たきり状態にある方など、こういった取組を近隣の自治体では行っておりますけれども、むかわ町としてもこういった活動が必要だと思いますけれども、非課税世帯で先ほど16名となっておりますけれ

ども、課税世帯で要支援を受けられている人数というものは分かりますでしょうか。

○議長（野田省一君） 今井参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 要介護認定を受けて、介護度別の人数は分かるんですけども、その方が課税世帯かどうかというところについてまでの集計をしておりませんので、今、手元には数字はございません。

あと、近隣町のほうの介護サービスのほうも、こちらのほうでも確認はしております。紙おむつに関しましては、どの町も地域支援事業の中で同じような形でやっております。

議員のほうでお話しされました介護手当につきましては、町のそれぞれの町でいろんな形で実施しておりますので、そのようなところも調査研究しながら第9期計画の中で考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） ぜひとも課税世帯のその集計をいち早く進めていただき、そんなに人数がないのであれば、要支援3以上の支給額、むかわ町ですと月幾らですか、要支援3、4、5の非課税世帯に支給されている額が月額6,250円となっておりますので、もし課税世帯で少ない人数でしたら、10名だと75万円、年間にして。20名ですと150万円と、そんなに負担はかからないというふうにも思いますので、ぜひとも前向きに御検討いただきたいと思えます。

私の確認しているところ、課税世帯の例を1つ挙げますと、80代の高齢の御夫婦世帯、妻が夫を介護しております。息子や娘たちは地元を離れており、家族間での手助けはないという状況でございます。妻は心臓に疾患があり、心臓にペースメーカーなどを入れており、身体障害者手帳1級でございます。夫は要介護認定3で、自分で着替えや排せつ等をできず、パーキンソン病を患っております。こうした状況の人たちがいるということを御想像していただきながら、今、今本当に必要だという方が現実にはいらっしゃいますので、令和6年まで待つということではなく、来年度ぜひとも御検討いただきたいというふうに思えます。

こういった状況の話にはなりましたけれども、最後に、町長として高齢者をどのように考えておられるのか、町民の皆様、気になるところではございますので、町長に説明いただきたいと思えますが、実際、高齢者の寿命というものも長くなっていることでもございます。実際、介護に関して介護期間が長くなり、介護用品、高額な費用に不安を抱える人は多いと思えます。厚生労働省の調査によりますと、平均的な介護期間、男性ですと9年、女性です

と12年となっております。1人当たりの介護用品は、平成26年4月のデータでは月額15万7,200円、平成30年4月は月額17万6,000円と、数年前の状況でも増加傾向でございます。今は令和4年でございますので、もっと増加しているのではないかというふうに思われます。こういった状況を踏まえまして、これから、これらを町長としてどう考え、来年に向けても構いません。ぜひとも今の考え、思いを最後に述べていただきたいと思いますが、竹中町長、お願いいたします。

○議長（野田省一君） 町長の答えられる範囲で教えてください。

○町長（竹中喜之君） 今回の栗原議員の質問、高齢者の介護負担増加、ここから発して、一例として介護用品の支給、その対象範囲を拡大というところでの回答については、先ほど担任する業務のほうから説明をしたことでよろしいですか。

栗原議員も御存じかと思うんですけども、行政についても物事を運ぶ際には一つの基準、ルールに従っての運びということは御理解を願っているかと思えます。加えて、今回の質問であります介護用品の支給、これは繰り返しますが、介護保険制度の地域支援事業の任意事業のうちの介護用品の支給に関わる事業として位置づけられております。

そこで、介護保険制度の円滑な実施はどうなんだということを私にお尋ねなのかなと思います。御案内のとおり、これも全国的な課題でございます。人口減少化を受けて、私も高齢者の一人でございます。一層の高齢化というのが進行する中で、もうむかわ町は国の一つの指数からすれば、2015年を一つの100とすれば、もう国の倍ぐらいの進行の速さで、高齢化率というのは町は進んでいるところでもございます。基本でございます。どの地域で住んでいても、利用者の方が安心してサービスを継続して受けられるように、それぞれの地域の実情これに応じた、今、鶴川でも取り組んでおります地域包括ケアシステム、こういったところを一層推進することが重要であると捉えているところでもございます。

それと、置き換えますけれども、戻りまして、今回の栗原議員の介護負担増加というのがありますが、これは介護負担増加だけではなくて、全国的な物価高を意識しての御質問なのかなと、それに対しての今をどう乗り切るんだ、どう向き合うんだというふうなところも意識づけがあるのかなということで、先行きの見通せない物価高、こういったところへの動きについての経済対策、これは繰り返しますけれども全国ベースの課題ともされます。国の総合経済対策あるいは北海道の経済対策に可能な限り呼応するよう、町としても制度設計を図りながら、今後も適宜、予算化に努めていきたいと考えているところでもございます。

なお、繰り返します。御提案の件も含めて、来年度に令和6年度から第9期の介護保険事

業計画の策定に向けた日常生活圏のニーズ調査、こういうことを予定しておりますので、町内の実態状況把握というのを図りながら、計画づくりに努めていきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

○議長（野田省一君） 栗原議員。

〔1番 栗原健一議員 登壇〕

○1番（栗原健一君） ありがとうございます。

最後に、おむつの助成金や給付に関して、介護保険で利用できる制度はありません。しかし、各市町村で要介護者を対象とした介護用品について、しっかりとサポートされている自治体もあるということをしっかり認識していただきながら、むかわ町として、行政として前向きに御検討いただき対策に努めていただきたいと思います。

最後に、繰り返しになりますけれども、非課税世帯ではない方もぎりぎりの生活をされている方はたくさんいるかと思っております。決して、ぜいたくな暮らしをしているわけでもございません。いろいろなものを切り詰めながら生活をしている方もおられます。これから本格的に真冬の季節が始まり、石油などの暖房費や電気代がかさんできますし、これらを想像したときに、今現在、在宅で介護生活をされている方の肉体的・経済的な負担というものは相当なものでございます。ぜひとも、町として少しでも御支援と御協力、そして前向きに御検討いただきますよう強くお願いを申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（野田省一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（野田省一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時59分

令和4年第4回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月14日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 諮問第 3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 2 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件
- 第 3 議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件
- 第 4 議案第66号 むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第67号 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止について
- 第 6 議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）
- 第 7 議案第69号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第70号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）

議員等提出事件

- 第10 認定第 1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第11 認定第 2号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第12 認定第 3号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第13 認定第 4号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第14 認定第 5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第15 認定第 6号 令和3年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第16 認定第 7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第17 意見書案第15号 物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書案
- 第18 意見書案第16号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書案
- 第19 所管事務等調査報告の件
（総務厚生常任委員会）
（経済文教常任委員会）

第20 閉会中の特定事件等調査の件

(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)

(議会運営委員会及び議会広報委員会)

第21 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
12番	津川篤	議員	13番	野田省一	議員

欠席議員（1名）

11番 北村修 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務企画課長	石川英毅	総務企画課参事	本間彰
総務企画課参事	梅津晶	総務企画課主幹	柴田巨樹
総務企画課主幹	栃丸直士	総務企画課主幹	菊池功
町民生活課主幹	菊池恵美	町民生活課主幹	小坂僚介
健康福祉課長	菅原光博	健康福祉課参事	今井喜代子

健康福祉課 主 幹	高橋佳香	健康福祉課 主 幹	熊谷伸一
健康福祉課 主 幹	横山貴仁	農林水産課長	酒巻宏臣
農林水産課 参 事	高木龍一郎	農林水産課 参 事	藤野真稔
農林水産課 主 幹	飛岡雅幸	経済建設課長	大塚治樹
経済建設課 参 事	江後秀也	経済建設課 主 幹	山木美幸
経済建設課 主 幹	佐藤琢	経済建設課 主 幹	西村和将
企画町民課長	吉田直司	企画町民課 主 幹	伏木允一
企画町民課 主 幹	長谷山一樹	経済戦略室 下長	加藤英樹
経済戦略室 主 幹	櫻井和彦	経済戦略室 主 幹	太田耕司
国民健康保険 特別診療所 事務 長	西幸宏	教 育 長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	藤田浩樹
生涯学習課 主 幹	松本洋	選挙管理委員 会事務局長	石川英毅
農業委員会 事務局 長	東和博	農業委員会 支 局 長	藤野真稔
監 査 委 員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局 長 今井 巧 主 査 酒巻 早苗

◎開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎諮問第3号及び諮問第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第1、諮問第3号及び日程第2、諮問第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件の2件を一括議題といたします。

諮問第3号及び諮問第4号の2件について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

諮問第3号及び第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件につきまして、一括して御説明を申し上げます。

初めに、諮問第3号は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱する人権擁護委員のむかわ町における定員数5名のうち、穂別地区委員1名の任期が来年3月31日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問するものでございます。

候補者は、平成23年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町穂別栄40番地の2、清本正敏さんでございます。清本さんは、説明資料1ページのとおり、民生児童委員、社会教育委員を長く務められており、平成23年4月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有し、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者であります。

次に、諮問第4号は、諮問第3号に同じく、穂別地区委員の1名の任期が来年3月31日で満了するに当たり、人権擁護委員の候補者の推薦を行うため諮問するものでございます。

候補者は、令和2年から人権擁護委員として活躍されております、むかわ町穂別仁和66番

地1、牛澤重弥子さんでございます。牛澤さんは、説明資料3ページのとおり、社会教育委員、学校運営協議会委員を務められており、令和2年4月から人権擁護委員として現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社会経験と高い識見を有し、人権が脅かされる弱者の方々への繊細な対応が期待できる適任者でございます。

以上、諮問第3号及び第4号について御説明申し上げました。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は、議案番号順といたします。

まず、諮問第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第3号の質疑を終わります。

次に、諮問第4号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、諮問第4号の質疑を終わります。

これから諮問第3号及び諮問第4号の2件について討論を行います。

討論の順は、議案番号順とします。

まず、諮問第3号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第3号の討論を終わります。

次に、諮問第4号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、諮問第4号の討論を終わります。

これから諮問第3号及び諮問第4号の2件について採決いたします。

なお、採決は議案番号順とします。

まず、諮問第3号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は原案のとおり適任と決定いたしました。

次に、諮問第4号を採決いたします。

お諮りします。

諮問第4号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求める件は原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は原案のとおり適任と決定いたしました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第3、議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

栃丸総務企画課主幹。

〔栃丸直士総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件について提案理由を御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

本件は、苫小牧市と締結しております定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結をすることについて、むかわ町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案書6ページをお開きください。

当該協定は、苫小牧市、白老町並びに厚真町、安平町、むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合の各消防本部がそれぞれ行っている消防指令業務を、定住自立圏の取組として位置づけ、共同運用するために締結いたします。

消防指令業務の共同運用により、苫小牧市が一括して119番通報を受け出動を指令することで迅速な出動が可能になるなど、圏域の消防体制の強化及び住民の安全安心の確保につながります。

協定の変更内容については、別途配付されております議案説明資料の新旧対照表により御

説明を申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

定住自立圏の形成に関する協定書に定める、別表第1(5)「防災」を「防災・消防」に改め、消防体制の強化を追加するものでございます。

なお、今回提案をさせていただいております協定につきましては、本町を含めた1市4町それぞれの議会による議決後に締結するものでございます。

以上、議案第65号の説明といたします。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(野田省一君) 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、小坂議員。

○10番(小坂利政君) 確認も含めてお伺いをさせていただきたいと思いますが、この案件については、救急業務を含めた情報の一元化というか、通信の一元化ということ目指していると思うんです。当初、これに本町も加わる段階で、もっと広域な対応を想定をした中で協議を進めておられたと思うんです。これがどういう経過か分かりませんが、苫小牧を中心とした半分くらいというか、胆振全体ではなくして狭い範囲に落ち着いたという経過なんです。当初、目的としていた胆振圏というか、広域圏の対応ということがなぜ崩れたのか、経過についてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長(野田省一君) 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事(梅津 晶君) ただいま御質問のありました件につきまして、お答えしてまいりたいと思います。

御質問のありましたとおり、当初、胆振全域という中での消防指令業務の共同化ということで協議が進んでいたところでございますが、それぞれ共同化に係る費用、概算でございますが、そういったところをそれぞれの消防本部あるいは構成町、市で協議をしていった結果、一元化としてやっていくにはハード面含めてちょっとハードルが高いだろうというところで、一旦、胆振管内全域での共同化については断念をしているという経過がございます。

その後、先ほど提案させていただきましたとおり、定住自立圏の枠組みの中で共同化を図っていくというのが、現時点では一番よい運用の仕方ではないかという議論が再び起きまして、現在に至っているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに。

10番、小坂議員。

○10番（小坂利政君） 一定程度、その辺は予測されていたのかなと思うんです。壊れた背景として、経費の持ち出しと、いろんな新聞報道でしか私ども分かりませんので、報道の範囲で私なりに解釈をしますと、負担割合の案分の調整が何となくうまくいっていなかったのかなということも含めて、仮に胆振全域だったら案分割合が低かったのか、この定住圏に割り当てたことによって、持ち出し案分が多少なりとも負担が増えるのか、その辺が明らかになっていないので、ちょっと不安なんです。その辺、ちょっとお伺いをさせていただければと思います。

それと、もう一つは、今ここで割れましたけれども、将来的には1つになるのか。そういう予測を含めて、我々やっぱり今情報化時代でありますから、一刻も早くそういう安全というか、町民の安全安心のためにも体制づくりが必要かなと思っておるものですから、今、この2つに割れた背景がどういう背景だったのかということをお明らかにしておいていただければ将来につながるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 章君） ただいまの質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、前段の胆振全体で共同化した場合、次の東胆振での枠組みの場合での費用の面についてでございますが、こちらについては、費用がかなり概算での段階になっておりまして、現時点で比較するには難しいような状況になってございます。試算として出されているのは、胆振東部消防組合としても、これから消防指令業務に係る諸費用、ハード面の負担、そういうものを更新していくところと比べると、共同化したほうがコストが比較的割安で済むんではないかといったぐらいの試算でございまして、ちょっと現時点で答弁に耐えるような数字というのは出されていないところでございます。

2点目の質問の、今後の見込みということでございますが、現時点では、私どもは東胆振1市4町の中の消防指令業務の共同運用というところで進んでおりまして、その先に、また胆振全体での共同化があるのかというところは、まだ議論が及んでいないところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 10番、小坂委員。

○10番（小坂利政君） 総体的に消防行政という部分で、あえて申し上げさせていただきますが、最近における消防行政のまずい部分と言えば語弊ありますが、胆振東部消防組合における、いわゆる通常業務においても、一定程度弊害的なところが最近目につくという状況が我々も実感をさせていただいています。

及んで、今回の対応についても、範囲が広がるわけであります。そこでの消防行政としての、やっぱり整理整頓も含めた本町としての対応をしっかりとさせていただきたいなど。全体にわたっての不祥事も含めて、最近、目につくところが若干多くなったなど、そんな気もいたしますので、その辺については、今回のこの対応についても十分留意をした中で進めていただくことを、私としては望みたいと思っています。

○議長（野田省一君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員御案内のとおり、この間も定住自立ということで、1市4町の各行政分野での施策の推進に向けて持続可能な広域行政を進めていこうということで、最終的には1市4町に落ち着きました。そして、当時、先ほど担当のほうから申しあげましたように、4市7町、こういった中での効率化ということも含めて、どうなんだろうかといったところ、やはり行政面積というんでしょうか、総体面積、それと当時想定していた予想外の経費というんでしょうか、負担経費、こういったところも大きな問題となるといったところで、今の現在に落ち着いているところでもございます。

それと、今言われた、それぞれの持っている消防行政、とりわけ胆振東部におきましても、いろいろな中での住民不安をあおらない、そして、共同通信というか、こういったシステムが共同化する中において、それぞれの町が持っている海溝型地震に向き合い方、広域的な消防、救急をどうするんだといった防災、事前防災も含めてですけれども、こういったところを含めて、やっぱり圏域住民の皆さんにより分かりやすい、圏域住民の皆さんにとってのじかに安全安心の消防行政というのを、この機会にさらに広げていきたいと考えております。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありますか。

6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） 1つ、私のほうからも考え方を伺いたいと思います。

私もこの4月から消防議員になってはいますがけれども、今回、1市4町の組長が消防指令業務の共同運用に基本合意したと。それでただいま説明があったとおり、事務委託での経費節減、それと報道にもありますけれども、その伝達の時間が一、二分早くなると。こういうことを考えると、救急救命というのは1分1秒を争うところですから、私は特に反対するもの

ではございません。賛成するほうの考えではありますけれども。

ただ、令和5年に基本設計と、8年に運用を開始をするということになってはいますけれども、各消防支所において、それなりの多少は課題があると思うんです。それで、鷓川消防支署と穂別消防支署、ここの意見交換というのは、一つ考えを持ち合わせているのか。そして、もし課題があるとすれば、運用開始までの間に1市4町の組長で、これはやっぱり解決していくべきだというふうに考えていますんで、その辺の考え方だけお伺いをしたいと思います。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えしてまいりたいと思います。

現在のところ、この指令業務の共同運用につきましては、主に胆振東部消防組合本部のほうから種々説明を受けてきているところでございます。差し当たり、まず共同運用をしていくということは決まったわけですが、今後、今議員がおっしゃられたような具体的な課題については、運用開始までの間に整理をしていくことになってございまして、その中で、鷓川支署、穂別支署、あるいは消防組合本部と協議をしながら、課題があれば解決をし、必要があれば1市4町で話をしていくということになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 6番、佐藤議員。

○6番（佐藤 守君） すみません、そういう状況の課題が出てきてからということではなくて、むかわ町としては、ここに支所が2つあるわけですから、取りあえずその支署のほうから意見を聞くという、そういうことにはならないんですか。消防本部も含めた中での課題があれば、その時点で整理をするというふうに、今ちょっと理解したんですけれども。事前にむかわ町独自で、鷓川の支署と穂別の支署からの意見交換といいますか、そういったものというのはできないというか、後になるということですか。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） 現在は、まず大枠の枠組みについて協議をしている段階でございまして、胆振東部消防組合の中でも、本部、各支署間で、これから運用に向けて調整が行われると聞いておりますので、その辺も踏まえながら、鷓川支署、穂別支署とも協議をしていきたいと考えておるところで、現時点でする予定がないということではございませんで、まずは枠組みの話を進めた中で、今、各支署も本部と種々協議をしていると聞いてい

ますので、そういった中で、むかわ町個別の課題があれば、行政としても対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑は。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 今までの質疑を聞いていまして、町長もおっしゃっていましたが、町民にとってどんなメリットがあって、デメリットもあるのかどうか。デメリットがあるからこういうふうにしたいということだと思えるんですけども、それがちょっとよく見えませんよね。今のお話聞いても、上のほうで決めて、それに従って何かをやるみたいなの、そんな印象を受けてしまうんです。当然、負担も出てくるということですから、胆振消防組合のほうでそういうものを決めていって、じゃ、むかわ町の負担はこうですよということになるんでしょうけれども。

それならなおさら、今、この時点でメリット、町民にとってこういういいことがあるんですよと。そういうものがちゃんと示されなかったら、これ決まらないと、可決しないと、この後、先は進まないということですから、その辺はやっぱ提案する以上はそういうメリット、デメリットも含めて、もう少し丁寧に説明していただかないとよく分かりません。何がこのことで住民の命を1分か2分、今よりも早い、通知が早いとかと言っていましたけれども、それだけではちょっと分からないですよ。もう少し丁寧にメリットの部分について、それから費用負担だつて、じゃどんなお金がかかるの、さっぱり分からないですよ。それ分からないのに、いいんじゃないですかというふうにはならないというふうに思うんですよ。いかがですか。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの御質問につきましてお答えをしてみたいというふうに思います。

まず、共同運用によるメリットの部分でございますが、1点目として、まず119番通報の受報体制についてでございます。現在、胆振東部消防組合の管轄におきましては、119番通報は一旦本部に入ることになってございます。通報のあった方のお住まいの地域を特定した後、担当する支署に119番の取次ぎを行いまして、改めて担当する支署から詳細を伺いまして出動するというようなことになってございます。

これが共同運用だとどういうふうになるかということでございますが、119番通報は全て

一旦苫小牧市の消防本部の消防指令に行きます。取次ぎは行わず、こちらのほうで全て内容を聞き取りすることになります。内容を聞き取りしながらも、最新のシステムで速やかに通報のあった方の位置情報を特定することができますので、これまでと違って取次ぎの時間、あるいはまた再び詳細を聞き取るまでの時間が短縮を図れて、速やかに救急出動ができるというメリットがございます。

また、この情報につきましては、共同運用している指令の全てのところに情報が行くようになっていきますので、例えば、鶴川支署で救急出動が重なった場合においては、条件によっては隣の支署、近隣の支署から救急車が向かうといったようなことも可能になるというふうに説明を受けているところでございます。

また、そこに関連はしますけれども、大規模災害が起きた際も、全ての通報が共同運用しているところでは全て把握可能になりますので、今まではそちらの消防本部大丈夫でしょうかというような情報交換の上、ほかの消防本部が応援をするかどうかを決めるといったような運用でございましたが、今後はリアルタイムでその地域の被災状況が分かりますので、速やかに応援体制が組めるといったようなメリットがあるというふうに聞いております。

また、各支署におきましても、指令業務を担当している職員を置く必要がなくなりますので、その部分におきまして、本来の消防業務に必要な人員に割り当てができたりといったようなメリットもあるというふうに伺っているところでございます。

以上がメリット、まずは消防体制としてのメリットでございます。

2点目は、先ほども若干御説明申し上げましたけれども、消防業務には、その消防指令に係る指令システムの更新ですとか、少々費用がかかるところでございますが、単独整備と比較いたしまして、施設整備費や維持管理費等について、自治体側の負担も図れるよというのもメリットとしてはあるということでございます。

その辺を総合的に勘案いたしまして、説明を受けた中では、まず第一に、住民の皆様にとって消防体制がどうなるのかといった部分でのプラスのメリットが大きいというところが、今回判断に至った理由というところでございます。

費用面につきましては、現時点では、詳細な費用については明らかになっていないところでございます。ただ、全体の大枠の概算の費用については説明があったところでございまして、そういった中では、胆振東部消防組合としても消防指令の共同運用というのは、今回の枠組みが出る前から話として上がっていましたので、そういったところに係る費用と比べるとコストダウンが見込めるのではないかとということも判断材料になってございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 先日、新しくできた鷓川支署の設備等を見学させていただきました。そのときには、結局119番通報があったときに、今説明がありました、じゃどこから、どこの方が、どの方が119番通報しているのかというのは、地図がばっと出て、誰でも、要するに、むかわの地域の知識がなくても分かるようなシステムですと、これ見てきました。今、鷓川支署でいえば十分、そういうものは対応できると私は思って見てきました。一、二分それが、苫小牧へ行って支署に指令行くのと、そんなに変わらないじゃないかなという、今聞いていて思ったんですけれども。でもそれがメリットだというふうに捉えているのかなというふうに思ってお聞きしました。

それと、費用の面で負担が大枠で出ていますとおっしゃっているでしょう。その大枠で出ていることをなぜおっしゃってくださらないんですか。費用負担がありますと、大枠は出ていますと、詳細は分かりませんと言って、それで、いや分かんないけれどもじゃいいんじゃないですかというふうには、私はならないんです。だから大枠で、それは多少変わったとしても、何かをするときにお金はこれぐらいかかるんですということを言っていたかないと、困るんじゃないですか。言えないんですか、言ってください。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問についてお答えをしてみたいと思います。

現時点で出ている費用負担の部分に関しましては、最終的に整備していくに当たっては、業者選定をしながら入札をかけていくということになりますので、どの程度というのは、はっきり申し上げられませんので、苫小牧市消防本部のほうで何社か見積りを、机上の計算でございませけれども、採取しているところでございます。

ただ、その参考見積額もかなり大きな開きがございまして、現時点でいただいている数字としては、見積りを取った業者の平均価格として数字をいただいているところでございます。なので、必ずしもこの数字になってくるかというのと、なかなか難しいところというふうになってございます。

その上で申し上げますと、今回指令システムと無線のデジタル化の更新を含めまして、平均整備費用としては33億円ほど全体としてかかることになってございます。コストメリットとしましては、単独でそれぞれの消防本部、3消防本部が整備をしていったものとは、お

よそ5億円ほどメリットがあるのではないかという試算になってございます。

また、今のは、当初のイニシャルコストの部分でございまして、ランニングコストとして主に保守費がございしますが、そういったところもメリットが若干あるのではないかというふうに言われております。いずれにしましてもかなりの概算額でございしますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） これはあくまでも概算だということで、およそ33億円かかるのではないかと。これが1市4町の中で、それぞれの割合で町負担が出てくると思うんですけども、33億円かかるとして、個別にやって5億円ぐらいメリットがあるんじゃないかなということですけども、およそになるでしょうけれども、胆振東部消防組合の負担割合としてはどれぐらいになって、各町がどれぐらいになって、特にむかわ町は、この33億円かかる中のどれぐらいの負担をしていくことになるというふうに予想していますか。

やっぱりそういうことも含めて分からないと、ただ一、二分通報が早くなって、大規模災害のときにより多く効果が期待されるということで行うのではないかと思っているんですよ、日常的事業よりも、むしろ。でも、やはりそれがどれほどの負担になっていくのかということが分からなければ困ると思うのでお聞きしていますので、分かる範囲、より詳しく教えてください。

○議長（野田省一君） 梅津総務企画課参事。

○総務企画課参事（梅津 晶君） ただいまの質問につきましてお答えをしてみたいというふうに思います。

先ほどの概算額につきましては、各自治体ごとの負担額については示されていないところでございます。消防本部、白老町消防本部、苫小牧市消防本部、胆振東部消防組合消防本部、それぞれの負担についてでございますが、胆振東部消防組合消防本部全体としては、先ほどの33億という中では、およそ15億程度の負担になるのではないかと思います。苫小牧市が13億ほど、白老町消防が5億弱といったような形になってございます。費用の考え方ですけども、現時点では基準財政需要額に応じた共同整備の負担額と、各本部で整備をする、整備が必要な部分という2階層に分かれた試算となっております。

各本部整備分とは、じゃどういうことかと申しますと、分かりやすいところで申し上げますと、消防無線を中継するためのアンテナ塔が必要になってきます。発信するところは苫小

牧市の消防本部からでございます。現時点でこれぐらいアンテナ数があればいいんじゃないかなといったようなところの数字はございますが、むかわ町につきましては、南北に長くて山間地もあるということで、アンテナの数が多めになってございます。そういったところで厚真町、安平町もそうですけれども、胆振東部消防組合分についてはアンテナ数が多いということが主な原因として各本部整備分の積み上げ額が多いというところで、先ほど申したとおり負担割合が比較的大きめになっているというふうに説明を受けているところでございます。以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑はありませんか。

質疑ありますか。

〔「私、4回目なの」と言う人あり〕

○議長（野田省一君） 答弁あるか。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 答弁というか、先ほど10番議員のときにも申し上げましたけれども、この間、苫小牧の消防、そして、胆振東部消防組合、白老の消防といったところの消防機関関係で、しっかりと今のこれまでの先例地の事例というのも比べながらこの間に来ているところでございますけれども、3町基本合意に至った段階においても、各消防議会も通しながらこの間に来ていると私も認識しております。そして情報交換もこれからしっかりとしていくよと。基本合意でございます。基本合意の前提といったところが、重ねますけれども、圏域の住民皆さんにとって、この共同運用というのがしっかりと理解されるような、分かりやすい形での具体的な安心安全という面でのアナウンスというのは徹底していこうというところは合意されておりますので、その辺を常に頭に描きながら、今後に向けて進めていければなど。

なお、活用財源等々については、議員もご存じかと思うんですけれども、令和7年度が一つの達成目標年次とされております。緊急防災等々の事業費、こういった有利起債というものも頭に描きながらこの間に来ているところです。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第4、議案第66号 むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伏木企画町民課主幹。

〔伏木允一企画町民課主幹 登壇〕

○企画町民課主幹（伏木允一君） 議案第66号 むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、令和4年4月より穂別地区が新たに民間事業者によるインターネットサービスの提供エリアとなったことを受け、町がこれまで提供してまいりましたインターネットサービスを令和4年12月31日をもって終了することから、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料7ページの新旧対照表をお開き願います。

別表第2、月額使用料の表から電気通信事業サービスの項を削るものです。

議案書7ページにお戻り願います。

附則として、この条例は令和5年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第66号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第66号 むかわ町情報通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第5、議案第67号 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

藤野農林水産課参事。

〔藤野真稔農林水産課参事 登壇〕

○農林水産課参事（藤野真稔君） 議案第67号 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

議案書9ページ並びに説明の関係上、別に配付しております議案説明資料9ページをお開き願います。

穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についてですが、内容といたしまして、勇払郡占冠村から地方自治法に基づき受託しております穂別ダム管理に関する事務を廃止するものです。経過といたしましては、現在の穂別ダムにつきましては、占冠村、旧穂別町及び旧鶴川町

を受益地とする農業水利施設として、むかわ沿岸地区国営かんがい排水事業において、国の直轄事業により造成、昭和60年に完工後、平成9年まで鶴川水系土地改良区連合が国から委託を受け管理しておりました。

ダム源流域の開発進展に伴いまして、施設を取り巻く状況の変化から、災害等の非常時の対応など、公共的・公益的役割が増大、平成10年度から受益地であります2町1村が管理を受託しているところです。

ダムの管理事務につきましては、施設所在地であります旧穂別町が、旧鶴川町と占冠村から地方自治法第252条の14に基づく委託を受けて実施、平成の大合併でむかわ町が誕生した際には、施設所在地である旧穂別町からむかわ町が業務を引き継ぎ、占冠村からの管理事務の委託を受け現在に至っているところです。

その後、新鶴川地区国営かんがい排水事業を実施するに当たり、占冠村が受益地に入らないこと、占冠村におかれましても、今後において同水利施設利用の見込みがないことから、管理事務の委託の廃止の協議を進めてきたものであります。

今後の手続ですが、むかわ町同様、占冠村におかれましても、明日開催の占冠村定例村議会において議案を提出。両議会議決後、占冠村、むかわ町において協議書を作成。占冠村、むかわ町それぞれにおいて協議が調った旨の告示を行った後、占冠村、むかわ町から北海道知事に対しての届出を行います。

なお、廃止期日といたしましては、今年度末日であります令和5年3月31日といたします。

議案書9ページにお戻りください。

以上のことから、地方自治法第252条の14第2項の規定により、令和5年3月31日をもって、むかわ町及び占冠村における穂別ダムの管理に関する事務の委託を廃止することについて議決を求めますので、御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） このダムについては、いろいろな見方がありまして、今までもいろいろ議論されてきたんですけども、まず、今説明ちょっとあったんですけども、12月2日の議案の説明書の中に、占冠村の水利利用の見込みがないということなんですけれども、今もちょっと説明あったんですけども、それはもう少し詳しく説明が欲しいなと思います。

それと、この両町での利用の実態、昨年度でもいいんですけれども、利用の実態がどうなっているのかと。それから、当然だと思いますけれども、占冠村が抜けたとしても、これはダム機能は今までと同じような機能で今後進めていくんだろうと思いますけれども、まず、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 今の御質問に対しまして答弁のほうをさせていただきます。

占冠村におけます、今後の利用していかないというところなんです、今現在、水稻の作付を今後せず、畑地化に向けて動き出していると、占冠村では、ですので、水のほうはもう活用していかないというようなお話になっているところです。

また、利用実態につきましては、両町負担の下、今まで管理してきたところでございます、今後におきましても、穂別ダム、その機能を維持したまま同程度活用していく形となります。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） 分かりました。

それで、占冠が抜けるということなんですけれども、それじゃ、むかわ町が全面的にこれを管理していくということになると思うんですけれども、この事務委託をなくなった場合、本町での事務量というんですか、これはダムの施設管理も含めてかなと思うんですけれども、その辺の範囲、事務委託と現場の管理、これをどの辺まで掌握していかなければならないのかということ。その点について、1つお伺いいたします。

それと、本町でのこのダムの利用の見通し、現状において、これについてお伺いいたします。

○議長（野田省一君） 藤野農林水産課参事。

○農林水産課参事（藤野真稔君） 今の御質問のほうに答弁させていただきたいと思います。

占冠村さんのほうから全て管理の委託を受託しておりまして、100%むかわ町のほうで管理しているところですが、占冠村さんにおかれましては、負担金として払っていただいている現状でございます。ですので、むかわ町におきましての管理につきましては、今後も一切変わりません。

それと、水利利用の見通しなんです、現在、むかわ町におきまして利用、活用されている水利利用の部分については、引き続き、その分100%活用していく予定です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第67号 穂別ダム管理に関する事務委託の廃止についてを採決いたします。
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

換気のため、暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第68号から議案第71号までの一括上程、説明、質疑、討論、
採決

○議長（野田省一君） 日程第6、議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）から、日程第9、議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）までの4件を一括議題といたします。

議案第68号から議案第71号までの4件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

〔菊池 功総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）から、議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は11ページをお開き願います。

本案は、歳出につきましては、8月中旬の大雨災害に伴う復旧事業のうち、国の査定を受け事業内容が確定した箇所に係る実施設計及び復旧工事費用、国の総合経済対策に盛り込まれた妊婦、子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に係る費用、各児童福祉施設及び小中学校における新型コロナウイルス感染症予防対策費用、安全安心で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営の基盤となるマイナンバーの町民取得促進に向けた費用のほか、年度内の事務執行に当たり、所要の補正。

歳入につきましては、各事務事業に係る特定財源のほか、第3回定例会以降に採納をしました寄附金を追加するものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ3億1,337万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ105億2,733万1,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は、議案書12ページから15ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

次に、第2条ですが、議案書は16ページ、第2表となります。

本案で追加する道路橋りょう災害復旧事業及び河川災害復旧事業につきまして、施行時期を復旧箇所の状況を踏まえ決定することから、補正後の予算全額を繰越明許費に追加するものでございます。

次に、第3条ですが、議案書は17ページ、第3表となります。

国の査定による各災害復旧事業費の確定に伴い、活用可能な地方債の限度額を変更するものでございます。

各事務事業に係る補正の内容につきましては、説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書により御説明申し上げます。

6ページ、歳出から御説明申し上げ、特定財源につきましては、関連する歳入予算の科目を申し上げます。

2款1項1目、30番、総務一般事務につきましては、今年度はこれまで新型コロナウイルス感染拡大に伴う苫小牧保健所における対応及び管内における高病原性鳥インフルエンザ確認に伴う現地対応に係る応援要請に基づき職員を派遣したことにより、臨時的に旅費を執行しているところでございます。今後、年度内に予定する業務に係る普通旅費として40万円を追加するものでございます。

2目、90番、情報管理一般事務につきましては、不在者投票用紙請求に係る選挙システム及び職員の共済組合適用拡大などに係る人事給与システム改修費用として、北海道自治体情報システム協議会負担金に22万3,000円を追加するものでございます。

6目、225番の1、本庁分の地域情報施設管理運営事務の731万1,000円の追加につきましては、鶴川地区に敷設する光通信ケーブル修理費用として171万5,000円、国営かんがい排水整備における橋の架け替えに伴い支障となる光通信ケーブルの架設工事費用605万円のうち、既定予算に不足する559万6,000円を追加するもので、この架設工事に係る財源となる歳入の補償費は確定後に年度内の補正で整理する予定でございます。

なお、事業に係る財源といたしましては、9月定例会で予算追加を計上した国営かんがい排水川西幹線水路工事に係る支障ケーブル移設工事に対する補償費が確定したことに伴い、歳入5ページ、雑入、工事移設補償費に47万1,000円を追加してございます。

9目、262番、復興拠点施設等整備事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納した150万円を活用するため、財源振替を行うものでございます。

300番、地域振興基金積立金につきましては、一般寄附で採納した10万6,000円を後年度以降に活用するため、原資積立金を追加するものでございます。

7ページ、12目、360番、町営バス等運行事業につきましては、道南バス株式会社が運行する日高沿岸線、平取苫小牧線運行の協定に基づく令和4年度分生活路線維持負担金が確定したことに伴い189万1,000円を追加するものでございます。

2項1目、450番、税務一般事務につきましては、令和5年度から固定資産税及び軽自動車税の納税通知書に地方税統一QRコードの印字が必要となることから、令和4年度の予算の範囲内で帳票構成やテスト印字、金融機関における読み取り試験を臨時的に印刷製本費で執行していることから、今後、年度内に作成が必要となる納付書の印刷費用として21万1,000円を追加するものでございます。

次の3項1目、460番、戸籍等一般事務の2,773万7,000円は、2件の事業に係る追加でございます。1件目は、マイナンバーカード普及促進事業につきましては、別に配付の議案

説明資料11ページの概要により説明申し上げます。

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードにつきまして、国が年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指していることを受け、今後、町民が社会全体のデジタル化へ対応するため、なるべく早い時期に取得していただく必要がございます。

本町として、感染症や物価高騰の影響を受けている町内商工業の活性化と町民の生活支援とともに、マイナンバーカードの普及促進を図るため、令和4年度末までにマイナンバーカードを取得した方々を対象に、1名につき3,000円のむかわ町金券を贈呈するための費用として、説明書の7ページ下段から、8ページ上段の通信運搬費までの計2,572万4,000円を追加、むかわ町民約7,500名が年度内に取得することを期待し、報償費は2,250万円としてございます。

対象者は、説明書2に記載のとおり、12月1日時点で住民記録がある保有者、今後、年度末までに保有した方とし、配付方法は3の記載のとおり、12月末までに保有した方々には郵送、1月以降は交付時に窓口で贈呈を予定してございます。

なお、本事業に係る財源は、本案では一般財源である繰越金としてございますが、今後、国の施策により財源を確保できた場合は、財源を振り替える予定でございます。

2件目は、マイナンバーカード裏面の記載につきまして、令和6年度からの文字等の標準化により、現在の手書きではその信憑性に欠けるなどの対応が難しくなるため、国の補助金を活用し、両地区に専用プリンターを整備する費用として、備品購入費に201万3,000円を追加するものでございます。

なお、財源につきましては全額、歳入3ページ、国庫補助金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

続きまして、説明書の8ページ、3款2項1目、910番、児童福祉一般事務の720万円につきましても、2件の事業に係る追加でございます。

1件目の出産・子育て応援交付金につきましては、議案説明資料12ページの概要により御説明申し上げます。

核家族化などにより、妊娠・子育てに不安を抱く家庭が安心して出産・子育てできる環境を整え、様々なニーズに即した必要な支援につなげられるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、出産育児関連費用の購入費や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する費用として、令和4年4月以降、年度内の出生を60名と見込み、子育て応援扶助費に600万円を追加するものでございます。

対象者と支給額は説明書2に記載のとおり、妊婦につきましては、妊娠届け時に5万円、養育する者につきましては、出生届け時に5万円、1世帯に10万円の経済的支援を行うもので、事業に係る財源につきましては、国が3分の2、道が6分の1、町が6分の1となっており、財源としましては、歳入3ページ中段の民生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金に400万円、4ページ上段、民生費道補助金、出産・子育て応援交付金に100万円となっております。

2件目につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る地域子ども・子育て継続支援事業として、養育支援や幼児家庭訪問事業など4事業に係る費用として、消耗品費に120万円を追加するもので、こちらの財源といたしましては、国・道・町が各3分の1ずつとなっております。特定財源としましては、歳入3ページ、民生費国庫補助金、4ページ、民生費道補助金の子ども・子育て支援交付金のうち、各40万円ずつとなっております。

2目、925番、こども園運営支援事業の400万円の追加につきましては、いずれも新型コロナウイルス感染症対策でございまして、1件目は910番同様、子ども・子育て継続支援事業として、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の計4事業に係る感染症対策費用として120万円、2件目は、保育対策総合支援事業として、施設支援分各50万円及びICT化推進対策分各100万円の計300万円を、両地区の認定こども園に負担金として追加するものでございます。

なお、こちらの財源は、子ども・子育て支援事業分としては、910番同様、子ども・子育て支援交付金が国及び道補助金として各40万円、保育対策総合支援事業分につきましては、事業費の2分の1が国庫補助金となることから、歳入3ページ中段の保育対策総合支援事業費補助金のうち150万円となっております。

930番、地域保育所管理運営事務の80万円につきましては、925番同様、保育対策総合支援事業として、たんぽぽ保育所、ひまわり保育所、2施設の感染対策費用として消耗品費に72万3,000円、備品購入費に7万7,000円を追加するもので、財源につきましては、保育対策総合支援事業費補助金となっております。

説明書9ページ、3目、960番、児童手当等支給事務につきましては、年度内の支給に必要な費用として扶助費に400万円を追加するもので、財源につきましては、歳入3ページの上段、民生費国庫負担金、児童手当負担金279万1,000円、4ページ上段、民生費道負担金、児童手当負担金60万4,000円となっております。

4款2項1目、1070番、環境衛生一般事務につきましては、指定管理者に維持管理を委託

している汐見第2水道組合におきまして漏水及び機器の不具合が発生した際に管理者が緊急的対応に要した費用に対する施設管理委託料として104万円を追加するものでございます。

2目、1120番、ごみし尿処理対策事務につきましては、8月の大雨により発生した海岸漂着物の処理事業に対し、歳入の4ページ、衛生費道補助金、北海道沿岸漂着物等地域対策推進事業補助金279万9,000円の決定があったことから、財源を振り替えするものでございます。

5款1項2目、1210番、地域農業推進事業の72万4,000円の追加につきましては、1つ目は、農林水産省共通申請サービスである水田台帳システムのデータ移行費用の確定に伴い、実施団体である地域農業活性化協議会に対する補助金に61万4,000円を追加するもので、財源は全額、歳入4ページ、農業費道補助金、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金となっております。

2件目は、令和2年度執行の事業に係る、事業主から町を通じて北海道に交付金を返還するため、償還金に11万円を追加するもので、償還に係る事業主負担分につきましては、歳入5ページ、雑入のその他雑入となっております。

10ページになります。

7款2項3目、1650番、建設機械等維持管理事務につきましては、除雪機械等の不具合により既定予算額を執行、今後、年度内の故障発生時に備え、修繕料に140万円を追加するものでございます。

5項1目、1750番、町営住宅維持管理事務につきましては、資材等の高騰に加え、高額となる長期入居者の退去後の修繕、また、電気温水器や電磁調理器等の設備の取替え時期も重なり執行が増加しており、今後も年度末における入退去等における執行が見込まれることから、修繕料として850万円を追加するものでございます。

8款1項1目、1780番、防災対策事業につきましては、企業版ふるさと納税で採納した50万円を活用するため、財源振替を行うものです。

11ページ、9款2項1目、1950番、小学校運営事務、同じく3項1目、2020番、中学校運営事務につきましては、ともに国の補助金を活用し、学校等における新型コロナウイルス感染対策支援として執行している学校保健特別対策事業において、1校当たりの対象額が14万円引き上げられたことから、小学校運営事務においては、鶴川中央小学校及び穂別小学校の2校分、中学校運営事務においては、鶴川中学校及び穂別中学校分としてそれぞれ備品購入費用28万円追加するもので、財源は2分の1が国庫補助金であり、歳入3ページ、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業費補助金、それぞれ14万円となっております。

なお、小学校運営事務に係る宮戸小学校分につきましては、既定の予算内で執行し、財源は今後の補正予算で整理する予定でございます。

2030番、中学校施設管理事務につきましては、各校の設備等の不具合により既定の予算を執行、今後の発生時に備え修繕料を36万円追加するものでございます。

4項5目、970番の1、本庁分放課後こどもセンター管理運営事務及び970番の2、総合支所分放課後こどもセンター管理運営事務につきましては、児童福祉費同様、新型コロナウイルス感染症に係る地域こども子育て継続支援事業として、本庁分は鷓川児童クラブ3単位分の150万円、総合支所分は穂別児童クラブ2単位分の100万円を追加するもので、財源は歳入の3ページ、民生費国庫補助金及び4ページ、民生費道補助金の子ども・子育て支援交付金のうち、それぞれ83万3,000円となっております。

説明書は12ページになります。

5項2目、2370番、穂別スポーツセンター管理運営事務につきましては、施設の設備等の不具合により既定予算を執行、今後の故障発生時に備え、修繕料に53万8,000円を追加するものでございます。

11款1校1目、2515番、公営企業支出金につきましては、詳細は議案第70号で御説明申し上げますが、上水道事業で執行した事業に係る財源振替に伴い、一般会計からの補助金を243万1,000円減額するものでございます。

13款2項1目、2560番、道路橋りょう災害復旧事業及び2目、2570番、河川災害復旧事業につきましては、8月の大雨で被災した箇所に係る国による補助災害査定を終了及び復旧箇所の確定に伴い、それぞれ委託料及び工事請負費を追加するものでございます。

道路橋りょう災害復旧事業は、補助災害復旧事業分5路線5か所に係る設計委託料として785万4,000円、復旧事業費1億8,424万9,000円、工事につきましては、ここに単独災害復旧事業分1橋に係る復旧工事費として430万円の、5事業合わせて1億9,640万3,000円を追加するものでございます。

河川災害復旧事業費につきましては、補助災害復旧事業費分4河川4か所に係る設計委託料として211万3,000円、復旧工事費4,759万3,000円の合計4,970万6,000円を追加するものでございます。

財源につきましては、大規模災害査定適用により、査定後の設計委託分は当初見込んでおりました補助率50%の国庫補助金から、こちらは負担率80%の国庫負担金が適用されることになり、歳入におきまして、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費負担金、計1

億9,972万7,000円を追加、その下段の災害復旧費国庫補助金、公共土木施設災害復旧事業補助金、こちらは設計委託分の補助金から国庫負担金に変更になったことに伴い、732万円の減額で整理しているところでございます。

また、適債性のある事業費に係る不足分につきましては、歳入5ページの災害復旧債、土木施設災害復旧事業債に4,680万円を追加するものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で御説明を申し上げておりません歳入を御説明申し上げます。説明書は4ページをお開き願います。

中段、17款1項1目一般寄附金でございます。一般寄附金につきましては、苫小牧市表町2丁目1-14、明治安田生命保険相互会社、苫小牧支社支社長、小林聡様から、令和4年9月8日付で、むかわ町の課題解決のために申出があり10万6,000円を採納したことから追加するもので、歳出で御説明申し上げたとおり、後年度の事業で活用するため、地域振興基金に積み立てしてございます。

次に、指定寄附金につきましては、企業版ふるさと納税2件、200万円でございます。1件目は、札幌市中央区大通西25丁目4番18号、東日本設計株式会社、代表取締役、石川孝二様から、令和4年11月4日付で、安心快適な生活環境をつくる事業に申出があり50万円を採納したことから、歳出の防災事業で活用するため、財源活用する予定でございます。

2件目は、苫小牧市表町3丁目1番6号、苫小牧信用金庫、理事長、小林一夫様から、令和4年11月7日付で、みんなで支え合い、明るい未来を創る事業に申出があり150万円を採納したことから追加するもので、復興拠点施設等整備事業で活用するため、それぞれ事業で財源を振り替えしております。

18款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、本案で新型コロナウイルス感染症関連事業及び災害復旧事業に係る財源として452万5,000円を追加するものでございます。

5ページの上段、19款1項1目前年度繰越金につきましては、本案の歳入歳出の財源調整として4,769万9,000円を追加するものでございます。

以上で議案第68号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第69号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は18ページをお開き願います。

本案は、保険事業勘定補正予算（第3号）でございまして、令和3年度の事業確定に伴い、北海道国民健康保険給付費等交付金の精算に要する費用を追加するものでございます。

第1条ですが、保険事業における既定の歳入歳出の総額にそれぞれ245万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億7,784万3,000円とするものでございます。

なお、補正する款及び補正後の金額は、議案書19ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入を併せて御説明申し上げます。

7款1項1目負担金等償還金につきましては、令和3年度に交付された北海道国民健康保険給付費等交付金の保険給付に係る普通交付金、特定健診及び保健指導事業に係る特別交付金の事業実績に伴い返還の必要が生じたことから、償還金に245万6,000円を追加するもので、財源は歳入6款前年度繰越金でございます。

以上で議案第69号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第70号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

本案につきましては、令和4年度の執行に係る各事業に係る財源の確定に伴い、簡易水道等事業における収入のみの補正でございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）により御説明申し上げます。

1ページでございます。

上段につきましては、簡易水道等事業収益に係る財源振替でございまして、7月4日の落雷により被災した仁和配水池流量計の復旧工事に対し、加入保険が適用される見込みとなったことから、雑収入として保険金243万1,000円を追加し、一般会計の補助金を同額減額するものでございます。

中段から下段にかけましての資本的収入につきましては、北海道における稲里地区、道道穂別鷓川線整備工事に伴い執行する水道管工事における撤去工事の施工年度の変更及び移送工事費の補償額の確定により、2款1項1目工事負担金を1,630万3,000円減額、この水道管工事及びほかの建設改良に係る執行見込額の確定により、2款3項1目企業債を1,330万円追加するものでございます。

議案書の21ページにお戻りいただきまして、3条におきましては、収益的収入の補正によ

り、地方公営企業法の規定による一般会計から受ける補助金を改めること。第4条におきましては、資本的収入の補正により企業債の限度額を改めることを定めてございます。

以上で議案第70号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明申し上げます。

追加配布しました議案書の1ページをお開き願います。

本案は、第3回町議会定例会で議決いただきました高齢者等冬の生活支援、福祉灯油事業につきまして、燃料価格高騰により本年度は支給上限額を1万5,000円とし執行しているところでございますが、引き続き価格が高い状況であることから、1世帯当たりの支給上限額を引き上げるため必要な費用を追加するものでございます。

第1条ですが、先ほど御説明申し上げました議案第68号 一般会計補正予算（第11号）の補正後の歳入歳出の総額にそれぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ105億2,792万6,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書2ページ、第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、3ページ、歳入を併せて御説明申し上げます。

3款1項1目、590番、社会福祉一般事務の59万5,000円の追加につきましては、今年度の福祉灯油事業に係る支給上限額を1世帯当たり1万5,000円から2万円に引上げするため、支給対象者見込み110世帯分を生活支援給付金55万円、既に対象額を金券で受け取っている世帯に対しては、引上げ分を郵送で給付するため、この費用として通信運搬費に4万5,000円を追加するものでございます。

なお、財源は、福祉灯油事業に係る北海道地域づくり総合交付金の交付基準額が1.5倍となる見込みであることから、15款2項2目民生費道補助金、地域づくり総合交付金に25万円を追加、残額は19款繰越金でございます。

以上で議案第68号から議案第71号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

各会計とも質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書、別冊事項別明細書3歳出、2款総務費から、9ページ、4款衛生費までについて質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 7ページの460番、戸籍等一般事務についてなのですが、2,700万あまりの予算ということなのですが、マイナンバーカードの取得について、ちょっと私の中で疑問もありますから、質疑をさせていただきます。

まず、この事業の中でいろいろと、28年の1月からということだったのですが、当時から議論しましたがけれども、私自身は不必要なものということで、世間的にも大きな批判があったと思います。それで政府は最大2万円のポイントをつけて、国民に欲しくないと思っている国民いると思うんですけども、交付を、取得を促してきたのが今現在だと思うんです。それで、その取得だけじゃなくて、健康保険証に使うという話も出て、それがすごく不安に思っている方がいるんですけども、1つは、その健康保険証を廃止して、このマイナンバーカードを保険証代わりにするということに対して町としては、どのように思っているのか。

それから、今、運用している医療機関、むかわにも医療機関2つありますけれども、いろいろと不具合があったりという報道もあります。お医者さんや歯医者さんなんかも、マイナンバーカードを保険証に使うということには反対の声も上がっておりますけれども、むかわとしてはどういう考えでいらっしゃるのか。

3つ目に、この3,000円の金券を付与して、さらにカードを取得を促すというふうなことなんですけれども、本来任意ですよ、このカードというのは。この金券を付与して取得率を上げる手法、多額の一般財源を振替があるんじゃないかというふうなお話もありましたけれども、一般財源を使う、取得を強制されているというような疑念を持つ町民の方もいると思うんですけども、このようなお金の使い方を理解していただくためにどのように考えているのか。

460については、この3つについて伺います。

それから、8ページの925のこども園の運営整備事業についてなのですが、保育対策総合支援事業としてあるものですから、ちょっと伺わせていただきます。

子どもの置き去り事件なんかが、事故なんかがありまして、幼い命が亡くなるということ

で、認定こども園等には安全装置の義務づけということ、政府決めていますけれども、この辺はこのむかわ町のこども園としてはどういう対応を取っているのかについて伺います。

9 ページまでですね、お願いします。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず、保険証廃止についてお答えしたいと思います。

2年後に保険証の廃止というところで国は公表しているところでもございますが、保険証実際ない方についても議論するというふうにも言われてございます、発表されてございます。

また、12月6日に、3庁、デジタル庁と総務省と厚生省でマイナンバーカードと被保険者証の一体化に関する検討というのが開かれてございます。この中には、発行済み被保険者証について経過期間を設け、使用可能にすることも含めて検討していくといった検討がなされているところでございます。町としましては、こういった国の動きを注視しながら、マイナンバーカードの普及に努めていきたいと考えてございます。

続きまして、マイナ保険証の不具合といいますか、読み取り等の問題についてでございますけれども、医療機関、厚生病院にも穂別の診療所にもついてございます。紙のベースの保険証というのは、実際見ていただいて保険証のやり取りといいますか、事務員の方と直接触れるような形になります。マイナ保険証については、カードの読み取り機でかざして、顔認証だったり暗証番号を入れることで保険証の確認をできるというところでございます。コロナの関係もありまして、あまり接触しないような形も望まれているところから、町としましても、引き続きマイナ保険証、保険証だけではなく、マイナンバーカードの普及に努めるべきと考えてございます。

3つ目の、3,000円を贈呈すると。マイナンバーカードは任意というところでございます。マイナンバーカードの申請というのは基本的に任意となっておりまして、強制ではないかとも議員おっしゃられておりますが、制度上は申請に基づき交付するもの、申請なくしては交付できないものとなっておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（野田省一君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 認定こども園の登園バス、全国のほうで多発してございました置き去り事件に関しまして、認定こども園の登園バスの安全対策について御説明いたします。

認定こども園の登園バスということで、鶴川地区のひかり認定こども園にバスが1台あり

まして、そちらのバスの運営につきまして、先月、北海道のほうで監査が、現地調査も含めた監査が行われました。町のほうの立会いということで私も参加したんですが、午前中2時間かけまして、バスの構造、乗り降りの状況、園児の点呼の関係の安全関係、全て詳しく調べた結果、むかわ町のひかり認定こども園の監査の結果では特に問題がないということで、口頭の若干の指導はありましたが、大きな問題はないということで報告を受けているところです。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） マイナンバーカードなんですけれども、12月1日時点で保有者の見込み4,000人となっているんですが、国が、5,000円、7,500円、7,500円、合計2万円、しかし、全てのポイントを得るためにはいろいろな手続きしなければなんないですよ。その辺で、全てのポイントを取っているか、取っていないかというのは分かりますか。まず、それが1つと、国のポイント、2万円のポイントは12月いっぱいですよ、その辺なんかも来年の年度末まで、引き続き町としては取得を促していくということになるんでしょうけれども、その辺で、町民の皆さんからいろんな相談とかもあるのかなと思うんですけれども、その辺はどうなっていますか。

それから、一番最後に私聞きました、町の2,200万円ほどのお金を使ってまで、こういうポイントを取る、だから強制されているんじゃないかみたいな思いの方もいると思うんです。こういうお金の使い方はどうなのかなという疑問を持つ方もいると思うんですけれども、そういう方々に対して丁寧な説明が必要だと思うんですけれども、改めてまた伺います。

それから、認定こども園なんですけど、検査の結果はよかったです。しかし、装置をつけるというのは義務化になったというふうに私は捉えているんですけれども、政府としては、全てのバスに取り付けると安全装置を、そういうふうに聞いて認識しているんですけれども、そうではないのでしょうか。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） まず、1点目の質問、全てマイナポイントを手續上取られているかというような御質問かと思えます。

保険証とひもづけすることで7,500ポイント、通帳とひもづけすることで7,500ポイント、あと2万円チャージすることで付与される5,000ポイント、合計2万ポイントというところでございますが、町民の方が役場に来て、手續自体は御自身でももちろんできます。ただ、役場

に来てお手伝いという形でお手伝いさせていただいているんですけども、お客様では、その場で通帳のひもづけと、あと保険証のひもづけは、私が見た限りでは全員されているというふうに見ております。また、後で2万円をチャージすることで5,000円分、5,000ポイント付与しているかどうかについては、そこまでの確認はしていないんですけども、そのような形でアナウンスといいますか説明のほうはさせていただいて納得していただいているというお客様です。

続いて、12月いっぱいまでの申請について、マイナポイントを取得する申請について、相談どうでしょうかという御質問かと思えます。

マイナポイントを付与するための申請手続は12月いっぱいとなっております。12月いっぱいまでに申請をして、実際、マイナポイントを付与する手続は2月いっぱいまでが期間となっておりますので、今、問合せ等もすごく多くございます。また、来庁の方もすごく多い状況となっております。私たちとしても可能な限りもちろん対応しておりますし、毎週水曜日夜、予約制ではございますが、時間を延長してマイナンバーカードの手続、あるいは今月ですと12月24日土曜日、今年でいうと12月24日なんですけれども、土曜日午前9時から12時までの受付をするというところで、あとはもう何といいますか、お客様の御連絡いただいてニーズに応えるような形をできるだけ取っている状況でございます。

あと最後、2,200万円分の補正をしてカードを取得させると。強制ではないかというような、それに対してあまりよろしく思っていない方もいるんじゃないかというような御質問かと思えます。

これについては、丁寧な説明を広報等で周知してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

以上です。

○議長（野田省一君） 熊谷健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（熊谷伸一君） 認定子ども園等の通園バスの安全装置の設置につきましては、来年の4月から義務化ということになってございますので、設置に向けて指導していくよう進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、次に……

昼食のため、しばらく休憩いたします。

再開は午後 1 時 30 分とします。

休憩 午前 1 1 時 5 9 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（野田省一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります前に、先ほど可決されました議案第65号の定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件につきまして、町部局から発言が求められておりますので、発言を許します。

栃丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栃丸直士君） 議長から発言のお許しを得ましたので、既に可決をいただいた議案第65号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結に関する件についてでございますが、本件につきましては、苫小牧市、白老町並びに厚真町、安平町、むかわ町の3町で構成する胆振東部消防組合の各消防本部がそれぞれ行っている消防指令業務を定住自立圏の取組として追加するもので、それを共同運用していくために協定の一部を変更する協定書の締結について議決を求めたものでございます。

なお、消防指令業務の共同運用開始に向けたシステムの設備や負担額などの検討につきましては、今後、各消防本部との協議の中で決定されていきますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（野田省一君） 質疑を再開いたします。

次に、9ページ、5款農林水産業費から、13ページ、13款災害復旧費までについて質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 10ページの1750の町営住宅維持管理事務についてなんですが、退去時に室内をいろいろと修繕するということは、大変きれいになって喜ばれているところなんですけれども、この修繕の範囲、室内の壁などは塗り替えていますし、壊れた台所のものなんかも取り替えていますけれども、範囲としてはどの程度の範囲になっているのか。

先日、実は相談を受けました。玄関から入って、俗に言う茶の間の入るところのドアがとても汚いというところで、いろいろ物を貼ったりして少しでもきれいに住みたいということで、高齢の方、されていたんですけれども。やはりそのドアなんかについても、古ければちょっといろいろ修繕、塗り替えるとか、そういうこともあってもいいのかなと思うんですけれども、どこをどうするかというところは、基準があればお知らせください。

それから、11ページの1950と1、2で、1つは関連する質問なんですけれども、コロナウイルス感染対策ということで、追加ということなんですけれども、この間、小学校、中学校、こども園などでも感染が広がって、家族の方が濃厚接触者になって検査キットを使わなければならないというときに、結局、家族の多いところでは、その分、約2,000円近くする検査キットを使わなきゃならないと。その日に1回検査キット使って、分からなかったんでまた次の日使うとなると、また検査キット買わなきゃならないと。そういうことがあって、大阪のほうでは、子どもたちに対して検査する場合には、検査キットを無料で交付しますよということで大変喜ばれているという記事があったんですけれども。学校の中のコロナ対策という、施設設備のほうだけじゃなくて、そういう子どもたちに対しての検査キットを必要などころに配布するとかということも学校内でのコロナ対策になると思うので、その辺の考えはないのか伺います。

それから、1950ではもう一つなんですけど、先ほどもこども園のことを聞いたんですけれども、スクールバスの安全装置の設置というのは義務ではないんです、政府としては。しかし、町としては、スクールバスの安全装置の設置については、どのように考えているのか伺います。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅の退去修繕に関しましてお答えしたいと思います。

一般的などころでございます。住宅によってはちょっと様々などころがありますので、ちょっと一般的などころのお話として聞いていただければと思います。

今回、補正で上げさせてもらいました箇所は、割合古い団地、若草団地とか穂別の緑ヶ丘団地というところの修繕を見込んだところで積算をしております。その中でいきますと、壁を塗る、そういう形もやります。あと長く住んでいる方は床が駄目ですので、畳等取り替えてコンパネといいますか、床材を張り替えるというところもやっております。また、古いところだと、水落としの給水栓、あれも駄目ですので、そういうところのさびているところも取り替える。また、あと台所が駄目というところも割合多いですので、そういうところを

見込んだ中で修繕をしまして、また新しく募集して入居をさせているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 御質問の中で、検査キットの個人への配布という御質問かと思えます。

これまでむかわ町としては、検査キットを児童生徒に配布はしておりませんが、実は、検査キットの関係は小学生にはなるんですが、今後、児童1人につきワンセットの抗原検査キットが北海道の保健福祉部から配布されます。今、ちょうど学校に届いた頃ですので、冬休みまでには各家庭に1セットですけれども配布されます。これは医療機関の多くが休診となる年末年始において発熱等の症状がある場合に、キットによる自己検査を迅速に行い感染の有無を早期に把握するため、北海道内で感染割合が比較的高い小学生全員に配布されるものとなっております。学校現場におきましても、引き続き感染対策の徹底を努めていくよう指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうからは、バスの安全装置について答弁させていただきます。

すみません、正直、私も今初めて聞いたところでございます。内容について、ごめんなさい、これからちょっと勉強させていただいて、今後、研究のほうをさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） この町営住宅のことなんですけれども、多分、原課の方がどこをどうするという、決められるんだと思うんですけれども、ぜひ入口、玄関というのは一番出入りするところですので、そういうところも含めて、ちょっと改修していただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

それから、小学生だけですか、検査キット、中学生も……

〔「小学生だけです」と言う人あり〕

○8番（大松紀美子君） 小学生だけで。北海道がそういうふうにしたというのは私も知ら

なかったんですけども、よかったことと思うんですけども、中学生にしても同じですから、やっぱり町としてそういうところにも検査キットを配るといことも、ぜひ検討する必要があると思うんです。

この間、ちょっと昨日、今日と何人かお休みですけども、ちょっと聞いてみましたら、検査キットを買おうと思ったけれどもなくて、町内にはなくて、苫小牧に行ったらあるんじゃないとか、あっち行ったらあるんじゃないとかかといって、大変な思いをしているようです。ですから、本当に1回、1人1回、1個なんでしょうけれども、1個で済むものではないので、やはり町としてそういうコロナ対策の交付金なんかも、そういうところに活用しながら、検査キットをやっぱり用意させておくというかな、用意してせめて小中学生には配るとか、そういうことも本当に急いで対策取る必要があるのではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

それから、今のスクールバスの安全装置ですよ。任意なんですけれども、じゃどうするかというあたりは、ぜひ検討して後でお知らせください。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 住宅の修繕に関してでございます。

場所、場所、ケース・バイ・ケースによりまして、また新しく入る方が住みよくできるような形で今後努力していきたいかと思ひます。

また、うちのホームページで住宅の募集、住宅内部の写真も載せていますので、そういうところも写真写りがちゃんといいな形で修繕を進めていきたいかと思ひております。

以上でございます。

○議長（野田省一君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） この間、むかわの小中学校の感染の状況ですけども、小学校で複数、学級閉鎖が出たところ。比較的中学生の方は大きく広がらないで、感染症対策徹底していただいて、ある程度年齢層が大きくなると、接触というか、そういうようなところも少なくなりますので、大きな感染拡大にはつながっていないというところはあります。今のところ、こういった補助金を活用して学校にはそういった検査キットを常備しているところでもありますけれども、それが、持ち帰りが可能かどうかということも含めまして、今後、中学生のそういった検査キットの持ち帰りを、その補助金に活用できるかどうかということも含めまして検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） それから、ちょっと最後に、今の中学校、2020のところで、お聞きしましたら40人を超える学級が1クラスぐらいあるのかな、全部1クラスなのでしょうけれども。それで、授業なんですけれども、やっぱり40人というと、本当に教室びっしりだと聞いているんですよ。それで、例えば、人数を少なくして半分にして授業をすとか、そういうような工夫というのは、どのようにされているんでしょうか、感染対策です。

○議長（野田省一君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 鷺川中学校ですけれども、40人を超えているというクラスはございません。41人になると2クラスに分かれるということですので。ただ、通常学級、今、全ての学年が35人以上という人数です。特定の教科以外は1つの教室で授業を行っております。以前、ICT教室という縦長の教室で授業をやっていて、1年生がきっちり40人だったことがあります。一時やっていたところなんですけれども、間隔は取れるんですけれども、なかなか先生の目が行き届かないとか、一番後ろの生徒は黒板が見えにくいというような弊害がありまして、また、今、全ての学級、通常学級35名以上ですので、その部屋は1つしかありませんので、全学年が使うということではできないものですから、感染症対策を取りながら、その普通のクラスの部屋で授業をやっているところであります。

ただ、感染リスクの高い給食の時間は、全学年2か所に分かれて喫食をしているというような感染症対策を取っているというところでございます。

以上です。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから5ページまでの、1総括、2歳入全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり11ページから17ページまでの、予算総則、第1表歳入歳出予算補正、第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第68号の質疑を終わります。

次に、議案第69号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に関する

る別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第3号）事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり19ページ及び20ページの予算総則、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第69号の質疑を終わります。

次に、議案第70号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）に関する別冊説明書、事項別明細書の全般、議案書つづり21ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する別冊説明書、事項別明細書、1総括、2歳入、3歳出の全般、別冊配付議案書つづり1ページ及び2ページの全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第71号の質疑を終わります。

これから議案第68号から議案第71号までの4件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第68号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第68号の討論を終わります。

次に、議案第69号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第69号の討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第70号の討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第71号の討論を終わります。

これから議案第68号から議案第71号までの4件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号 令和4年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号 令和4年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号 令和4年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、
採決

○議長（野田省一君） 日程第10、認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から、日程第16、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、第3回定例会において、令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託をしていたものです。

このたび審査終了に伴い、お手元に配付のとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、委員長から審査の経過と結果について報告を受けたいと思います。

大松委員長。

○決算審査特別委員長（大松紀美子君） 令和3年度むかわ町各会計決算審査特別委員会における審査経過、結果について御報告いたします。

令和3年度むかわ町一般会計ほか3特別会計及び3事業会計の決算審査については、令和4年第3回定例会において設置された本委員会にその審査が付託されたものであります。

本委員会は、9月22日開催の第1回委員会において審査の方法及び審査日程を協議した結果、審査の方法については、審査を有効かつ円滑に進めるため事前に審査事項を取りまとめることとし、審査日程については、10月31日から11月2日までの3日間と設定しました。

なお、審査事項を取りまとめた結果、一般会計では、歳入5項目、歳出52項目、総括的事項1項目、国民健康保険特別会計で5項目、介護保険特別会計で1項目の、合計64項目となり、審査日程を予定どおり10月31日から11月2日までの3日間とし、説明員として所管課長等の出席を求め、内容及び対応状況並びに行政効果等について説明を受けたところであります。また、審査最終日には成田副町長にも御出席をいただき、7会計の決算について意見交換を行ったところ、決算に関わって委員からは次の趣旨の意見が述べられました。

まず、コロナ禍が続く中、支援の検証により、継続支援、新たな支援等の対策と併せて適時適切な対応をお願いしたい。

多大な固定資産税の未納が継続している点では、町の地域産業という観点も含めた中での対応の検証も必要とされる。

また、介護保険料及び国民健康保険税では、コロナ交付金の支給により被保険者の収入が増えたとも見られるが、収入未済はほぼ変わっていないことから、その点も十分に配慮した運営をお願いしたい。

基幹産業である第1次産業では、林業、漁業に施策を講じなければ、後継者がいなくなることが危惧されることから、将来を見据え、各課横断による大きな対策の検討が必要と思われる。

以上のような意見を踏まえ、副町長から次の趣旨の考え方が述べられました。

令和3年度では、第2次むかわ町まちづくり計画のスタートの年として、将来につなげるための施策に着手し、中でも穂別地区インターネット環境整備など、未来につながる情報基盤の構築を図った。

また、新型コロナウイルス感染症対策を最重点課題と位置づけ、感染症拡大防止、地域の経済対策など、切れ目のない施策を講じたが、引き続き、臨時交付金を活用しながら適時適切な対策を講じていきたい。

一般会計の決算概要では、3年連続で100億円を超え、基準財政需要額から考えても大きな数字であり、経常収支比率に改善は見られたものの、資材、燃料の価格高騰による財政への影響が懸念されることから、今後も特別会計、企業会計を含め、財政フレームを基本としながら公共の福祉の増進に向けた施策により、町民が安心できる行政サービスの継続により、各分野における主要施策を一つ一つ着実に取り組みたい。

なお、税負担公平性の確保からも、納税相談等のきめ細かな対応により、税収を確保したい。

住民参加では、地域自治区ごとの地域課題に対し、地域協議会、行政、地域の方々の話し合いを続けていくことになるが、とりわけ町なか再生議論を進めたい。第1次産業の振興、とりわけ漁業に関しては、関係団体とも会話を重ねながら必要な支援策を講じていきたい。

最後に、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、復興拠点の整備をはじめとする震災からの創造的復興、コロナ禍を契機に生まれた新たな課題に対する対応を引き続き取り組みたいとされました。

以上、説明聴取、質疑及び意見交換の後、令和3年度の一般会計ほか6会計を採決した結果、いずれも認定とすることに決定いたしました。

審査に当たりましては、説明資料の提出等に御配慮いただいた町理事者をはじめ、各課長及び関係職員各位に対し心から感謝を申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野田省一君） 委員長報告が終わりました。

ほかの委員で補足発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） ほかになしと認め、委員長報告を終わります。

これから委員長報告の審査の経過及び結果について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、認定第1号から認定第7号までの7件について討論を行います。

討論は一括して行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を採決します。

採決の順番は認定番号とします。

初めに、認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和3年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和3年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件を採決いたします。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件は認定する

ことに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 令和3年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件を採決します。
お諮りします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和3年度むかわ町病院事業会計決算に関する件は認定することに決定しました。

◎意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第17、意見書案第15号 物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第15号 物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）の説明をさせていただきます。

異常な円安の下、31年ぶりの物価高騰は、国民の暮らしと中小零細事業者の営業を深刻な状況に追い込んでいます。政府は、物価高に対応する総合経済対策を決めましたが、電力、ガス料金やガソリン価格など、部分的、一時的な対策であり、効果が限定的という指摘もあります。

政府の物価対策について約7割が期待できない、評価しないと回答している世論調査もあります。信用調査会社による飲食料メーカー105社の調査結果、11月、833品目が値上げされ、2022年中に2万品目を超え、生活を直撃しています。燃油、原材料、肥料等の価格上昇で小売サービス業など、中小零細事業者、農業などは事業継続が危ぶまれています。賃金の引上げで内需拡大を図り、経済を立て直す政策に切り替え、暮らし、営業を守るべきです。

よって、国においては、次の総合的な経済対策に踏み出すことを強く要求します。

1、賃金を引き上げるために、中小企業の社会保険料を軽減するなど、中小企業が賃上げしやすい支援を行うこと。保育・介護・障害などのケア労働者の賃金を、全産業平均水準に引き上げること。

2、約100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税を実施しているように、消費税を5%に引き下げること。

3、生活支援と負担軽減のために、年金支給額を引き上げること。生活保護費を2013年の削減前の水準に戻すこと。医療費と介護利用料・保険料の値上げを中止すること。国保税の値上げをやめること。

4、子育て世帯や若者を支援するために、学校給食を無償化すること、大学・専門学校の学費引き下げと給付制奨学金を拡充すること。

5、長引くコロナ禍、物価・原材料の高騰、過剰債務という「三重苦」の中小企業・小規模事業者を支援し地域経済を立て直すために、納税困難な事業者に対する消費税の減免の特例を実施すること。また、小規模事業者やフリーランスで働く人々に大幅な負担増をもたらした、経済にも大きな影響を及ぼす可能性があるインボイス導入は中止すること。

6、食料自給率38%（2021年度・農林水産省）、エネルギー自給率12.1%（2019年度・資源エネルギー庁）、という食料とエネルギーを外国に依存する現状を抜本的に改めるために、農業・漁業への資材・飼料・燃油高騰に対する支援を強めること。食料自給率向上のために、農作物の価格保障・所得補償に踏み出すこと、水田活用交付金の削減を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

5番、東議員。

○5番（東 千吉君） 今、我が国と我が国の国民を守るために、防衛力の基盤強化が喫緊の課題となっており、その財源の確保に苦慮している状況にあります。国の歳出をさらに増やすことには、より慎重に検討が必要と思われ、この意見書の具体的内容等についての意見書提出には賛同しかねる次第であります。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

7番、中島議員。

○7番（中島 勲君） いろいろ、今、コロナ禍で経済混乱しております。こういう現在の経済状況に鑑みて、この案については賛成いたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎意見書案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第18、意見書案第16号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

8番、大松紀美子議員。

〔8番 大松紀美子議員 登壇〕

○8番（大松紀美子君） 意見書案第16号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）です。

来年10月からの消費税のインボイス（適格請求書）制度の実施に反対する声が大きく広がっています。インボイスを発行するため課税業者になっても深刻な負担増となり、免税業者のままでいたい場合でも営業・くらしは深刻な事態に陥ることは明らかです。制度の影響を受けるのは、小売店・飲食店・町工場などの中小零細事業、農民、個人タクシー・理美容業者・一人親方などあらゆる個人事業者、電気ガスの検針員や文化・芸術関係のあらゆるフリーランスなど多岐にわたり、1,000万人に及ぶ可能性があると言われていています。

日本商工会議所は、約500万ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務など、事業者にとって多大な負担が生じると訴え、政府は事業者への影響の可能性を検証するとしています。こうした検証は行われていないと批判しています。インボイスの導入は、当面の間、凍結を求めています。

日本出版社協議会はインボイス制度の中止を求める声明を出し、日本アニメーター演出協会理事会も反対を表明、日本税理士連合会は見直しと実施の延期を要求しています。シルバー人材センターも会員への適用を除外することを求めています。

インボイス制度を考えるフリーランスの会が呼びかけた電子署名が10万人を超え、インボイス制度が導入された場合、25%が廃業する可能性がある、廃業することを決めていると答え、20代が40.6%、30代が36.7%と全体の約8割を占めています。

声優有志でつくるボイスステーションの実態調査でも、インボイス制度の導入によって、2割以上が廃業するかもしれないと回答しています。アニメ、声優業界ともに同じような結果が出ており、仕事と将来への希望を奪うことにつながり、断じて許されません。

コロナ危機から営業と暮らしを立て直そうと必死に努力している事業者、フリーランスの人々にインボイスの導入の追い打ちをかけることはやめるべきです。

よって、国においては、日本商工会議所をはじめ、多くの諸団体、国民の声を真正面に受けとめて、インボイス導入を一旦立ち止まり延期（中止）することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（野田省一君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の討論はありませんか。

1番、栗原議員。

○1番（栗原健一君） インボイス制度は、適正な課税のために必要な制度であります。インボイス制度によって税額が明確になることや、中小企業者にとっても、適正な価格転換を行いやすくなるといったメリットが期待され、益税を防ぐことや、取引の透明性を高めることで、公平、公正な制度となるとしています。

導入に当たりまして、6年間にわたって益税事業者からの仕入れについて、一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備のための十分な期間を設けていくとしておりますので、この意見書に関しまして、反対いたします。

○議長（野田省一君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

7番。

○7番（中島 勲君） このインボイス制度というのは、言い直しますと、消費税のルール変更なんです。それで、それによって、先ほど提出者からも言われたけれども、フリーランス、要するに個人事業主、零細農家、あるいは中小企業といった方々に負担がかっていきます。

それで、実際、公平に見てどうなのかというところを調べてみましたら、先ほど提出者からもありましたけれども、これに反対しているのは、日本商工会議所、日本出版協議会、日本税理士協会、そのほかに、私が調べた範囲では、全国商工団体連合会、それから全国青色申告商工連合会と、こういう団体が延期あるいは中止をすべきという意見があります。

そういうことが1つと、もう一つは、御承知のように、今、コロナによって非常に零細企業、あるいは農家の方々は苦勞しています。ですから、このコロナによる影響の経済効果が少し上向きになった段階でもいいんじゃないかということを考えています。

そして、その上、結果、これは当分の間、延期すると、あるいは中止でもいいんですけども延期すべきだというふうに考えますので、賛成意見いたします。

○議長（野田省一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（野田省一君） 起立少数です。

本案は否決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（野田省一君） 日程第19、所管事務調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり、総務厚生常任委員長及び経済文教常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員長、報告はありませんか。

○総務厚生常任委員長（大松紀美子君） 特にありません。

○議長（野田省一君） 経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（東 千吉君） 特にありません。

○議長（野田省一君） これから各委員長に対する質疑を行います。

総務厚生常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、経済文教常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これで所管事務調査報告の件を終わります。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（野田省一君） 日程第20、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等についての閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定いたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（野田省一君） 日程第21、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、第86回胆振東部市町議会懇談会が厚真町で開催される予定であり、議長及び副議長が出席予定となります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程の変更など細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本定例会に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第4回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時20分